

Ⅱ DV 同行支援 集計結果

1 同行支援・集計の概要

2 2015（平成 27）年度結果と考察

3 2016（平成 28）年度結果と考察

・ ・ ・ ・ ・

1 同行支援・集計の概要

◆事業の目的

東京都内で活動している 10 の DV 被害者支援団体（外国籍 DV 被害者支援団体含む）が連携し、的確に、より多くの当事者ニーズに迅速に応え、当事者の立場での代弁や権利擁護を実施し、エンパワメントできるように援助することを目的とする。

- ・ 同行対象者：DV 被害者で、同行支援を希望する人
- ・ 同行範囲：東京都内（その他は要相談）

◆期間

- ・ 同行支援事業実施 2012（平成 24）年 4 月 1 日から実施。
- ・ 集計分析 2015（平成 27）年度 2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日
2016（平成 28）年度 2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日

◆事業実施団体 東京都内で活動する DV 被害者支援の民間団体

一般社団法人 ウェルク

特定非営利活動法人 FTC アドボカシーセンター

特定非営利活動法コミュニティ・ネットワーク・ウェーブ

特定非営利活動法人 女性ネット Saya-Saya

特定非営利活動法人男女平等参画推進みなと（GEM）

AWS

多摩で DV を考える会

シェルターボプリ

シェルターたいむ

ウェラワリー

- ◆同行支援実施者 民間支援団体所属の支援員（登録支援者約 60 名）
- ◆同行支援事業助成 東京ウィメンズプラザ DV 被害者支援体制整備等助
フィリップ・モリス・ジャパン合同会社

◆当集計・分析の元になるデータについて

- ・都内の 10 の民間支援団体が連携して実施した同行支援時に同行支援者が記載したレポートを元に、集計・分析している。
- ・年度ごとに、同行支援を実施した全体（日本人+外国籍）と外国籍に分けて集計している。
- ・同行支援の対象者は、DV 被害当事者を対象としている。実際には配偶者からの DV に限らず、デート DV、親や兄弟・子ども、その他の親族からの暴力など、同行支援が必要なケースは複雑であり、複合的な場合も含まれる。
- ・年度ごとに同行レポートの項目が違っているため、集計した項目は、2015（平成 27）年度と 2016（平成 28）年度では異なる。
- ・日本人被害者と外国籍被害者への同行支援の同行レポートでは、項目、回答形態（複数回答か単数回答か）が一致していないものがある。
- ・同行レポートは支援員が記入するが、すべての項目が記入されていないことがあり、不明の割合が多い項目もある。

◆結果の概要

（1）同行回数について

- ・同行回数は「1 回目」と申告する人が全体の 3～4 割である。同行は原則 5 回としているが、必要に応じて受けている。2015（平成 27）年度の「5 回目以上」は 24%となっている。複数回の同行支援のニーズがあるといえる。
- ・2015（平成 27）年度の外国籍では「5 回目以上」がもっとも多く 34%を占めており、日本人と比べて外国籍当事者は複数回の継続的な同行が必要な当事者の割合が高い傾向が見られた。2016（平成 28）年度の外国籍の場合は、「1 回目」がもっとも多く 36%であったものの、「5 回目」以上が 2 割以上を占めた。日本人被害者と比べると、5 回目以上が 10%、外国籍は 22%と、日本人と比べて外国籍当事者は複数回の継続的な同行が必要な当事者の割合が高い傾向は続いている。

（2）同行した当事者に子どもはいるか

- ・2015（平成 27）年度に子どもがいる割合は 82%、2016（平成 28）年度では 69%（不明を除く）と、多くの当事者に子どもがいることがわかる。
- ・外国籍においては、当事者に子どもがいる割合がやや高く、2015（平成 27）年度は 92%、2016（平成 28）年度は 78%（不明を除く）であった。

（３）同行時に同伴した子どもの数について

- ・2015（平成 27）年度は 36%で同伴する子どもがおり、うち 3 分の 1 以上（35%）のケースで子どもは 2 人以上であった。2016（平成 28）年度は子どもを同伴したのは 21%で、うち 14%のケースで子どもは 2 人以上であった（いずれも不明を除く）。同伴する子どもについては、同伴する割合においても、同伴時の子どもの数においても、減少傾向を示した。

（４）同行される人の年代について

- ・2015（平成 27）年度は 30 代、2016（平成 28）年度は 40 代がもっとも多かった。20 代以下の割合は、2015（平成 27）年度は 16%、2016（平成 28）年度は 13%であった（不明を除く）。
- ・外国籍の当事者も 30 代と 40 代の当事者の割合が高く、全体のおよそ 7 割を占める。

（５）外国籍の国籍について

- ・地域別にみると東南アジアがもっとも多く、2015（平成 27）年度は 67%であった。2015（平成 27）年度の国籍別ではタイが全体の半数以上（52%）、次にフィリピン（12%）の順であった。2016（平成 28）年度も東南アジアが 7 割以上を占め、次いで東アジア、中南米の順であった。国籍別に見ると、タイ（57%）、フィリピン（13%）、中国（11%）、ブラジル（8%）と続く（いずれも不明を除く）。2015（平成 27）年度と比べて、オセアニア、南アジアの国籍が増えた。

（６）紹介者について

- ・2015（平成 27）年度の紹介者のあるケースの中では「婦人相談員」からの紹介がもっとも多く、紹介者の 41%を占めた。次いで「支援団体」（23%）であった。2016（平成 28）年度も「婦人相談員」からの紹介（37%）がもっとも多く、次いで「弁護士」（21%）と「支援団体」（21%）からであった。
- ・外国籍で紹介者のあるケースの中では、2015（平成 27）年度には、「婦人相談員」からの紹介（43%）がもっとも多く、次いで弁護士（22%）と支援団体（12%）からであった。2016（平成 28）年度には、「弁護士」（28%）からがもっとも多く、次いで「婦人相談員」（19%）であった。

（７）緊急度について

- ・緊急度は、いずれも「低い 1 か月前から」および「中くらい 1, 2 週間」がそれぞれ 3 分の 1 を超えている。2015（平成 27）年度・2016（平成 28）年度ともに、「高い 2, 3 日中」もしくは「もっとも高い すぐに」であったケースのおよそ 3 割であった（いずれも不明を除く）。2016（平成 28）年度における緊急度「高い 2, 3 日中」および「もっとも高い す

ぐに」の合計件数 137 件は、3 日に 1 回以上の割合で 2、3 日以内もしくはすぐに同行支援の対応が求められるケースが発生したことを意味している。

(8) 危険度について

- ・2015（平成 27）年度は 26%において、危険度は「高い」もしくは「もっとも高い」状況であった。2016（平成 28）年は 28%であった。危険度については、加害者やその親族・知り合いからの追跡の有無などから支援員が判断している。
- ・危険度については外国籍の方が低い傾向があり（2016（平成 28）年は 9%）、日本人と比べて外国籍の場合は「危険」以外の理由で同行支援を必要とするケースの割合が高いといえる（いずれも不明を除く）。

(9) 当事者の居住形態について

- ・2015（平成 27）年度の居住形態については「アパート」（27%）がもっとも多く、つづいて「シェルター」（19%）、「ステップハウス」（15%）、「母子支援施設」（8%）の順に多い。加害者から離れた直後から安定した居住に至るまでの間に当事者が同行を依頼しているケースが多いと考えられる。2016（平成 28）年度も「アパート」居住が 31%と最も多く、同じく「シェルター」（18%）、「ステップハウス」（11%）、「母子支援施設」（8%）の順に多かった（いずれも不明を除く）。
- ・外国籍は「その他」の回答が 4 割前後存在し、その多くは自宅に住み続けているケースである。2016（平成 28）年度のその他の居住形態としては、「アパート」（28%）がもっとも多く、次いで宿泊提供施設（11%）、母子支援施設（7%）となっている（いずれも不明を除く）。

(10) 同行先について

- ・同行先を多い順に並べると、2015（平成 27）年度は法律事務所等、家庭裁判所等、区役所・市役所、不動産屋等、医療機関であった。2016（平成 28）年度は法律事務所等、家庭裁判所等、医療機関、区役所・市役所の順になり、医療機関の順位が上がった。
- ・外国籍の同行先としては、2015（平成 27）年度は法律事務所等、区役所・市役所、家庭裁判所等、不動産屋等、医療機関の順であった。2016（平成 28）年度は法律事務所等、医療機関、区役所・市役所、家庭裁判所等の順であった。医療機関は 2015（平成 27）年度の 10%から 2016（平成 28）年度の 17%とやや割合が高まり（不明を除く）、順位が 5 位から 2 位に上昇した。その他には、法務省や入国管理局などがある。

2 2015（平成 27）年度結果と考察

① 集計と分析結果

◆件数 607 件（日本人 249 件、外国籍 350 件（無国籍含む）、国籍不明 8 件）

◆項目

- （1）同行回数について
- （2）同行した当事者に子どもはいるか
- （3）同行時に同伴した子どもの数について
- （4）同行される人の年代について
- （5）紹介者について
- （6）緊急度について
- （7）危険度について
- （8）医療ケアの必要性について
- （9）当事者の居住形態について
- （10）暴力の行為者について
- （11）暴力の種類について
- （12）婚姻形態について
- （13）同行先について
- （14）外国籍の当事者の割合について

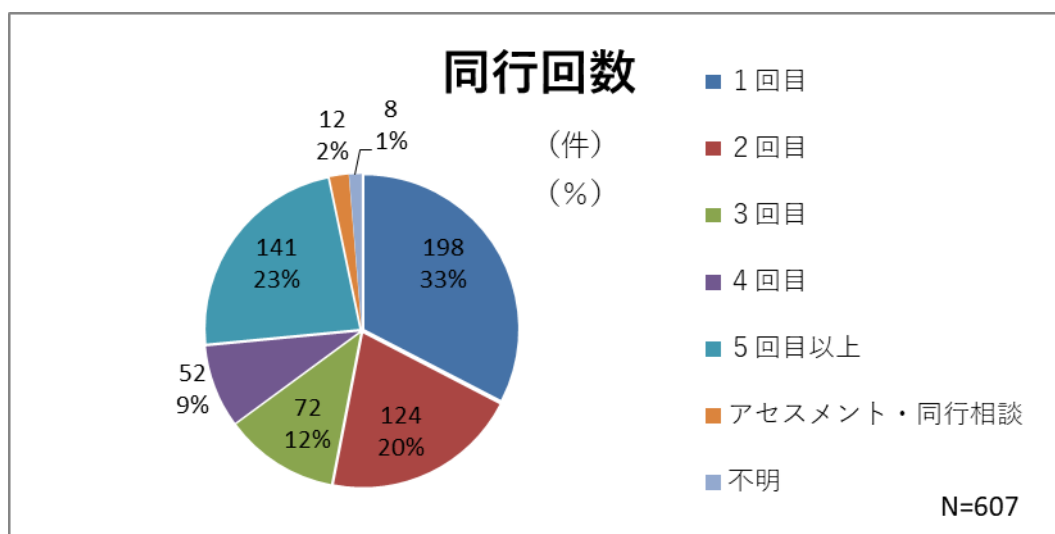
◆結果

(1) 同行回数について

表 I-1 平成 27 年度 同行回数

同行回数	度数	パーセント	度数	パーセント
1 回目	198	32.6	198	33.1
2 回目	124	20.4	124	20.7
3 回目	72	11.9	72	12.0
4 回目	52	8.6	52	8.7
5 回目以上	141	23.2	141	23.5
アセスメント・同行相談	12	2.0	12	2.0
不明	8	1.3		
合計	607	100.0	599	100.0

図 I-1 平成 27 年度 同行回数



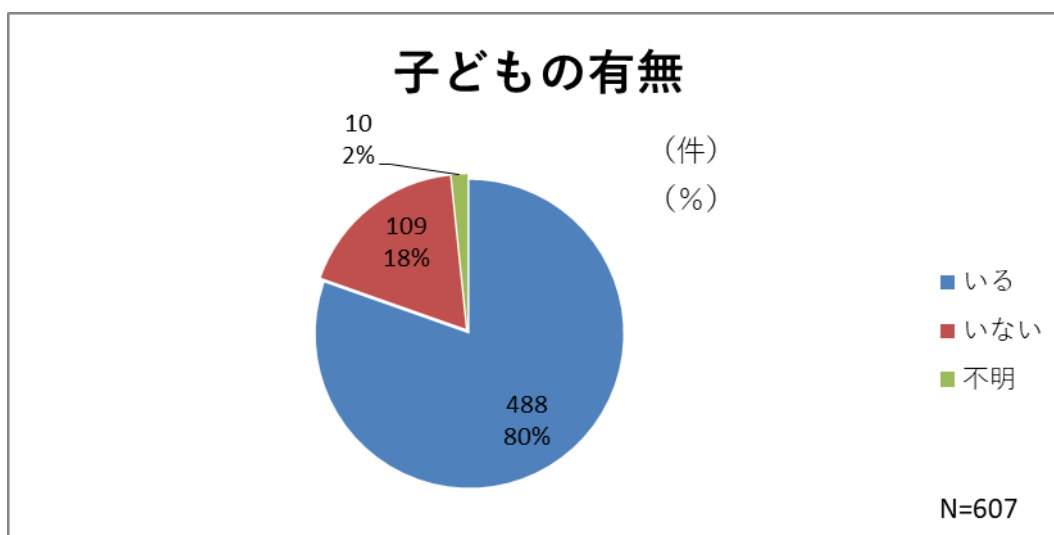
- ・同行回数は「1 回目」が全体のおよそ 3 分の 1 である。「5 回目以上」のケースは全体の 24% あった。
- ・依頼者一人につき同行は原則 5 回とした。しかし、当事者の状況・必要性（医療機関への継続同行、調停・裁判などが長引く等）により、それ以上の回数で同行を実施した。

(2) 同行した当事者に子どもはいるか

表 I・2 平成 27 年度 子どもの有無

子どもの有無	度数	パーセント	度数	パーセント
いる	488	80.4	488	81.7
いない	109	18.0	109	18.3
不明	10	1.6		
合計	607	100.0	597	100.0

図 I・2 平成 27 年度 子どもの有無



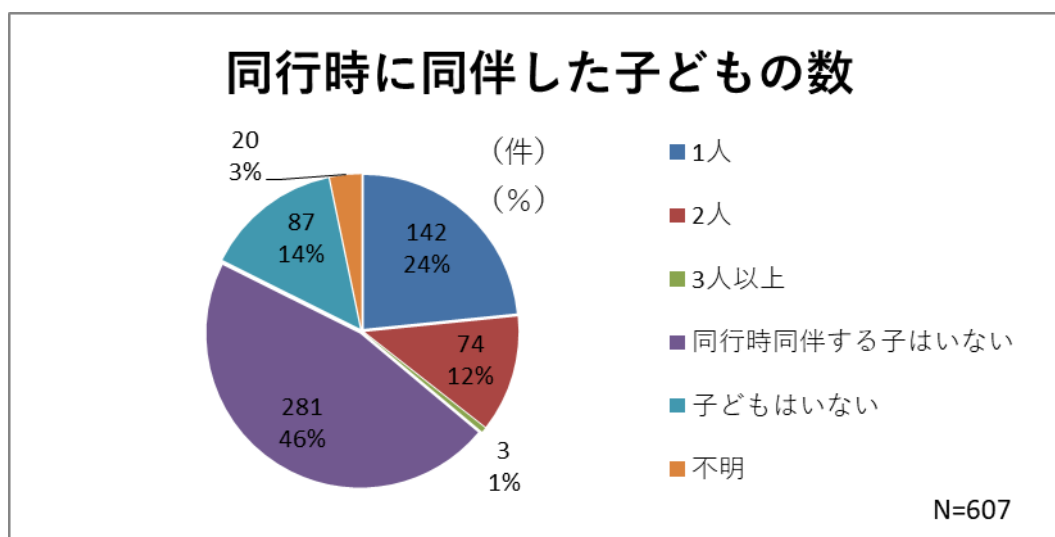
・ 不明を除くと、当事者の約 82%に子どもがいた。

(3) 同行時に同伴した子どもの数について

表 I-3 平成 27 年度 同行時に同伴した子どもの数

同行時同伴した子どもの数	度数	パーセント	度数	パーセント
1人	142	23.4	142	28.4
2人	74	12.2	74	14.8
3人以上	3	0.5	3	0.6
同行時同伴する子はいない	281	46.3	281	56.2
子どもはいない	87	14.3		
不明	20	3.3		
合計	607	100.0	500	100.0

図 I-3 平成 27 年度 同行時に同伴した子どもの数



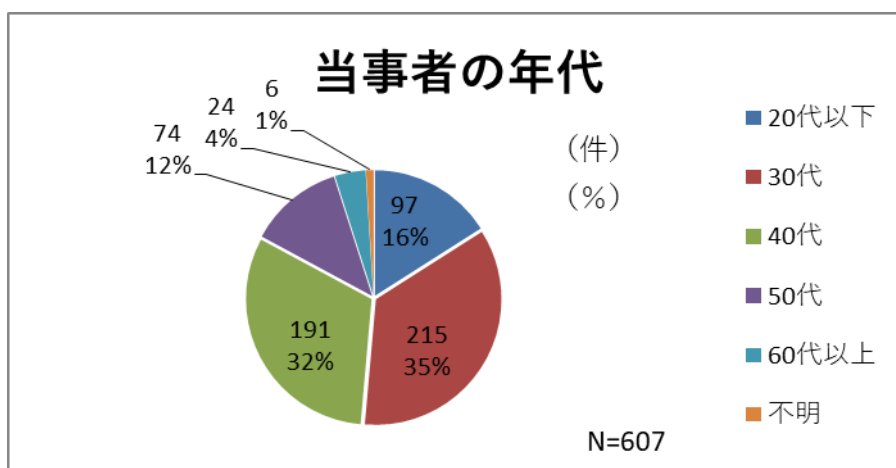
- ・ 同行総件数（N=607）の 36%で同伴する子どもがいた。同伴する子どもがいる場合の 35%のケースで子どもは 2 人以上であった。
- ・ 同行支援時には、1～2 名の支援員が同行した。同伴する子どもがいる場合は、支援員やインターン（支援員準備中のメンバー）を増員した。

(4) 同行される人の年代について

表 I-4 平成 27 年度 当事者の年代

年代	度数	パーセント	度数	パーセント
20代以下	97	16.0	97	16.1
30代	215	35.4	215	35.8
40代	191	31.5	191	31.8
50代	74	12.2	74	12.3
60代以上	24	4.0	24	4.0
不明	6	1.0		
合計	607	100.0	601	100.0

図 I-4 平成 27 年度 当事者の年代



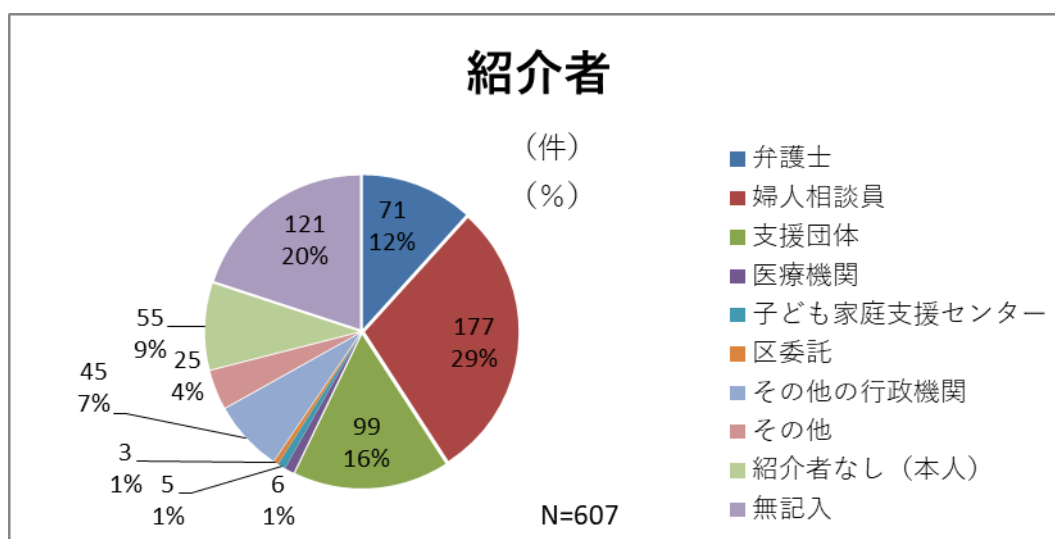
- ・当事者の年代がわかっているケースのうち、30代がもっとも多くて36%、40代を合わせると全体の68%を占めた。

(5) 紹介者について

表 I-5 平成 27 年度 紹介者

紹介者	度数	パーセント	度数	パーセント
弁護士	71	11.7	71	16.5
婦人相談員	177	29.2	177	41.1
支援団体	99	16.3	99	23.0
医療機関	6	1.0	6	1.4
子ども家庭支援センター	5	0.8	5	1.2
区委託	3	0.5	3	0.7
その他の行政機関	45	7.4	45	10.4
その他	25	4.1	25	5.8
紹介者なし（本人）	55	9.1		
無記入	121	9.8		
合計	607	100.0	431	100.0

図 I-5 平成 27 年度 紹介者



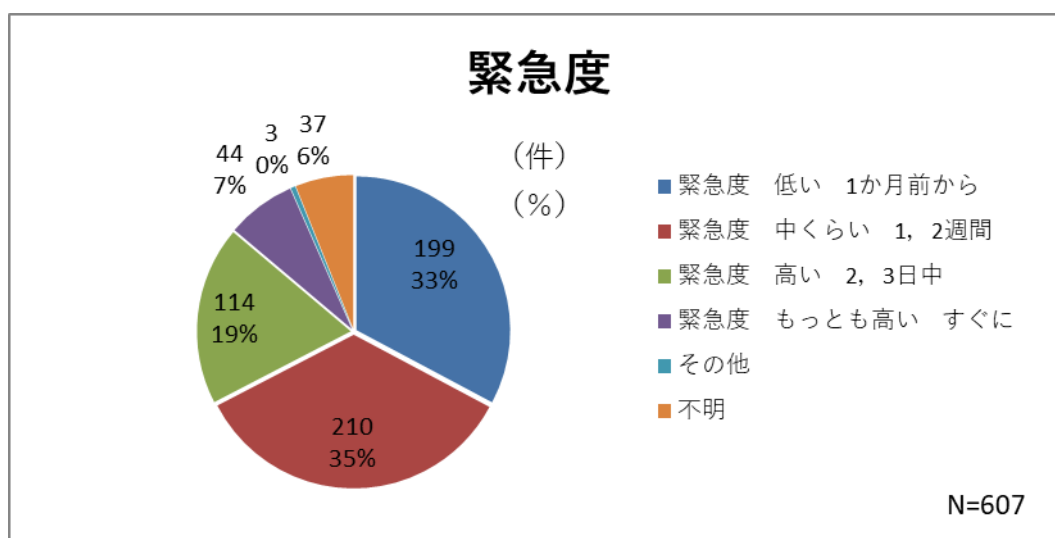
・「無記入」と「紹介者なし（本人）」を合わせた 176 件が紹介者を經由していないケースを含んでいる。紹介者のあるケースの中では「婦人相談員」からの紹介がもっとも多く、紹介者の 41%を占めた。次いで「支援団体」（23%）であった。

(6) 緊急度について

表 I-6 平成 27 年度 緊急度

緊急度	度数	パーセント	度数	パーセント
緊急度 低い 1か月前から	199	32.8	199	34.9
緊急度 中くらい 1, 2週間	210	34.6	210	36.8
緊急度 高い 2, 3日中	114	18.8	114	20.0
緊急度 もっとも高い すぐに	44	7.2	44	7.7
その他	3	0.5	3	0.5
不明	37	6.1		
合計	607	100.0	570	100.0

図 I-6 平成 27 年度 緊急度



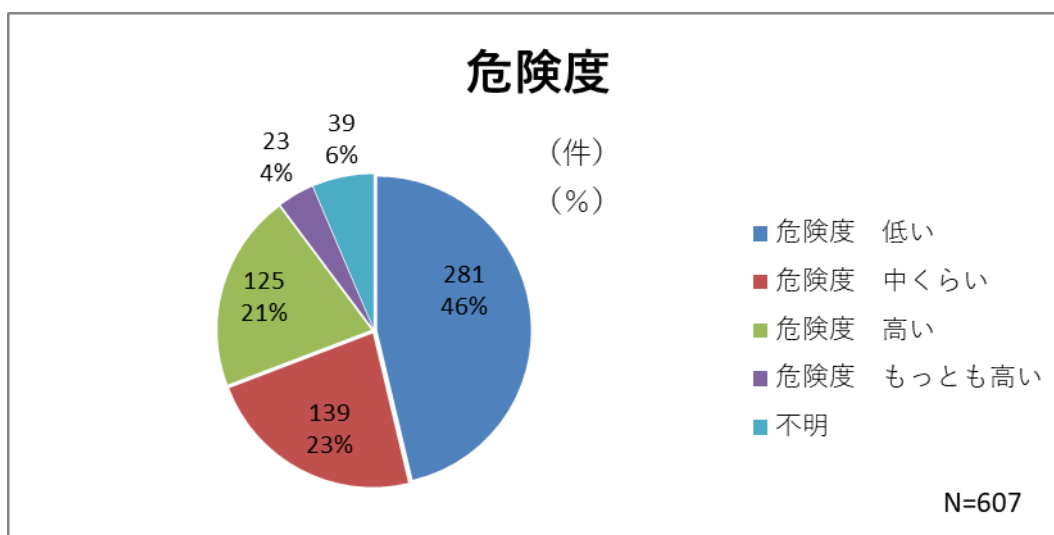
・ 緊急度は、「低い 1 か月前から」および「中くらい 1, 2 週間」を合わせて 72%であった。他方、「高い 2, 3 日中」もしくは「もっとも高い すぐに」であったのは 28%であった（不明を除く）。緊急度「高い 2, 3 日中」および「もっとも高い すぐに」の合計件数 158 件は、1 週間に 3 日の頻度で、2、3 日以内もしくはすぐに同行支援の対応が求められるケースが発生したことを意味している。

(7) 危険度について

表 I-7 平成 27 年度 危険度

危険度	度数	パーセント	度数	パーセント
危険度 低い	281	46.3	281	49.5
危険度 中くらい	139	22.9	139	24.5
危険度 高い	125	20.6	125	22.0
危険度 もっとも高い	23	3.8	23	4.0
不明	39	6.4		
合計	607	100.0	568	100.0

図 I-7 平成 27 年度 危険度



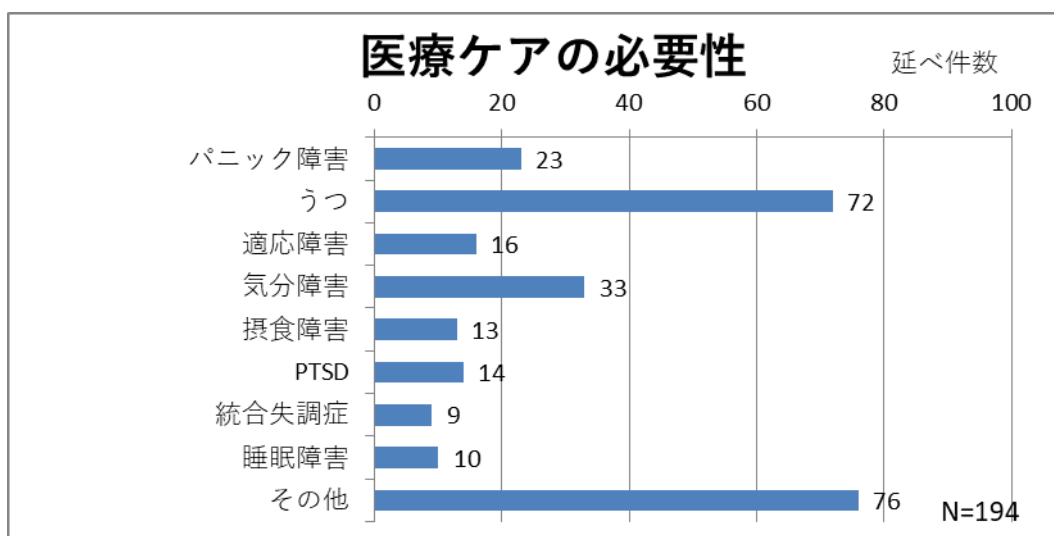
- ・ 不明を除き、危険度がわかっているケースの 26%が、危険度は「高い」もしくは「もっとも高い」状況であった。
- ・ 危険度については、加害者やその親族・知り合いからの追跡の有無などから支援員が判断している。

(8) 医療ケアの必要性について

表 I-8 平成 27 年度 医療ケアの必要性 (複数回答可)

医療ケアの必要性	延べ件数	パーセント	延べ件数	パーセント
パニック障害	23	3.8	23	11.9
うつ	72	11.9	72	37.1
適応障害	16	2.6	16	8.2
気分障害	33	5.4	33	17.0
摂食障害	13	2.1	13	6.7
PTSD	14	2.3	14	7.2
統合失調症	9	1.5	9	4.6
睡眠障害	10	1.6	10	5.2
その他	76	12.5	76	39.2
不明	413	68.0		
合計	607	100.0	194	100.0

図 I-8 平成 27 年度 医療ケアの必要性 (複数回答可)



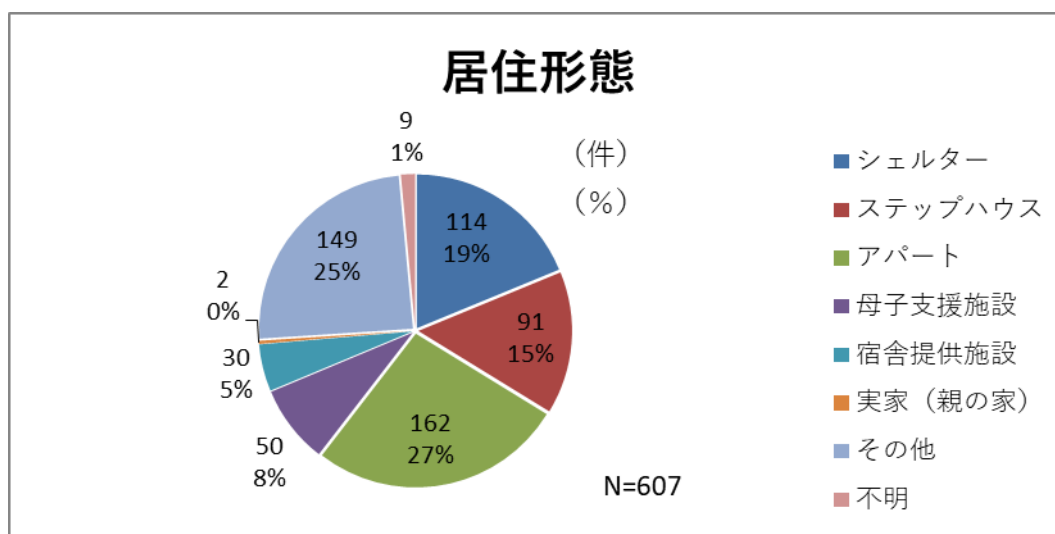
- ・医療ケアの必要なケースは複合的に現れており、記入のあった 194 ケースについて延べ件数でカウントしている。
- ・「無記入」の 413 件は、「なし」と「不明」の合算であると考えられる。

(9) 当事者の居住形態について

表 I-9 平成 27 年度 当事者の居住形態

居住形態	度数	パーセント	度数	パーセント
シェルター	114	18.8	114	19.1
ステップハウス	91	15.0	91	15.2
アパート	162	26.7	162	27.1
母子支援施設	50	8.2	50	8.4
宿舎提供施設	30	4.9	30	5.0
実家（親の家）	2	0.3	2	0.3
その他	149	24.5	149	24.9
不明	9	1.5		
合計	607	100.0	598	100.0

図 I-9 平成 27 年度 当事者の居住形態



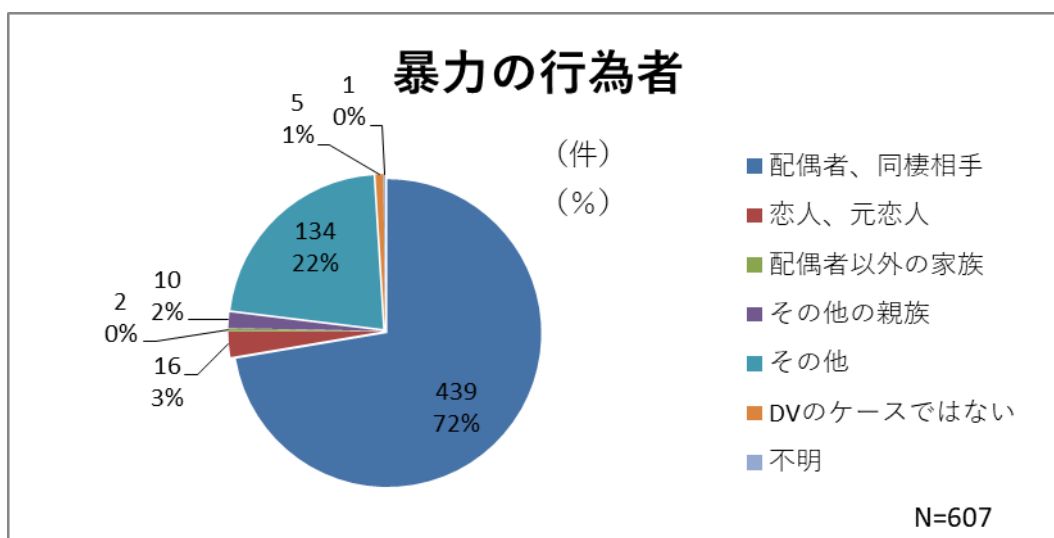
- ・ 不明を除き、居住形態がわかっているケースの 43%が、「シェルター」、「ステップハウス」、「母子支援施設」などの支援施設を利用している。
- ・ 当事者の居住の多くが「シェルター」、「ステップハウス」、「母子支援施設」であったことから、同行支援を受けたのは加害者から離れた直後から安定した居住に至るまでの間であるケースが多かったと考えられる。

(10) 暴力の行為者について

表 I-10 平成 27 年度 暴力の行為者

暴力の行為者	度数	パーセント	度数	パーセント
配偶者、同棲相手	439	72.3	439	72.4
恋人、元恋人	16	2.6	16	2.6
配偶者以外の家族	2	0.3	2	0.3
その他の親族	10	1.6	10	1.7
その他	134	22.1	134	22.1
DVのケースではない	5	0.8	5	0.8
不明	1	0.2		
合計	607	100.0	606	100.0

図 I-10 平成 27 年度 暴力の行為者



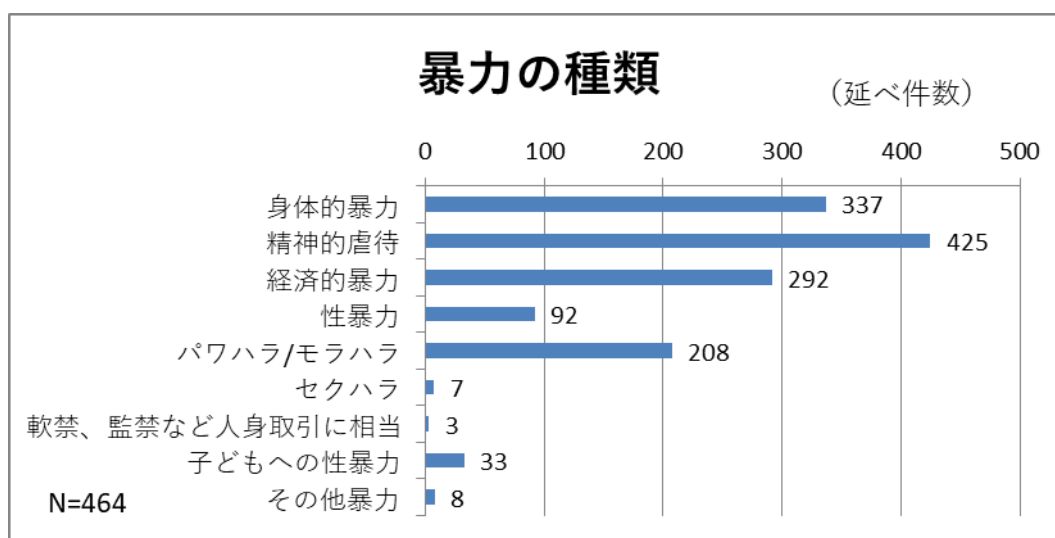
- ・暴力の行為者がわかっているケースの 72%は「配偶者、同棲相手」（元配偶者を含む）となっている。（複数の場合、先に挙げられた選択肢の単一回答扱いとしている。）

(11) 暴力の種類について

表 I -11 平成 27 年度 暴力の種類（複数回答可）

暴力の種類	延べ件数	パーセント	延べ件数	パーセント
身体的暴力	337	55.5	337	72.6
精神的虐待	425	70.0	425	91.6
経済的暴力	292	48.1	292	62.9
性暴力	92	15.2	92	19.8
パワハラ/モラハラ	208	34.3	208	44.8
セクハラ	7	1.2	7	1.5
軟禁、監禁など人身取引に相当	3	0.5	3	0.6
子どもへの性暴力	33	5.4	33	7.1
その他暴力	8	1.3	8	1.7
DVのケースではない	5	0.8		
不明	138	22.7		
合計	607	100.0	464	100.0

図 I -11 平成 27 年度 暴力の種類（複数回答可）



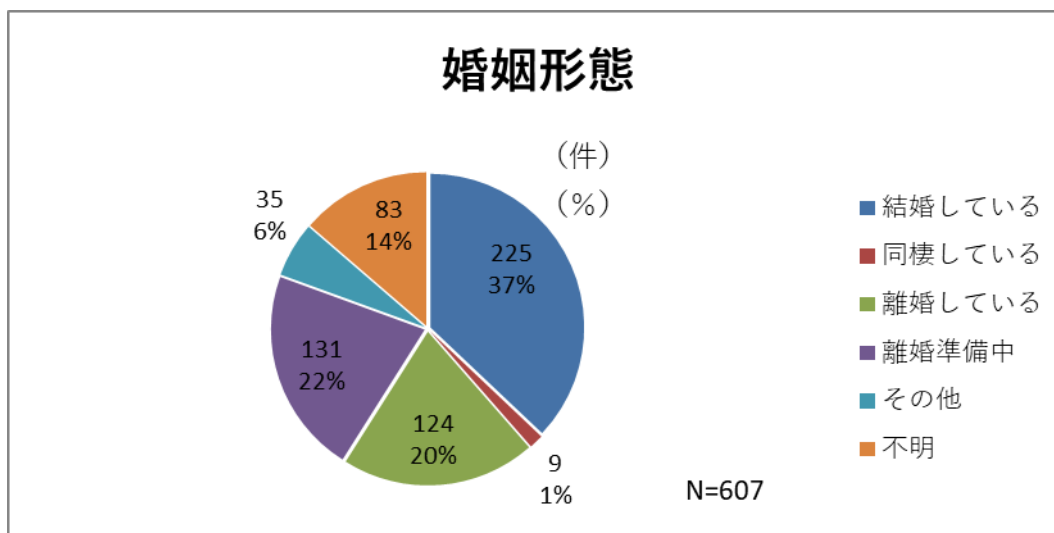
- ・ 複数回答。種類の異なる暴力が複合的に行われているケースも多い。
- ・ 暴力の種類がわかっているケース 464 件のうちほとんど（92%）において「精神的虐待」を伴っていた。「身体的暴力」は 73%、「経済的暴力」が 63%、「パワハラ/モラハラ」は 45% が被害を受けていた。

(12) 婚姻形態について

表 I -12 平成 27 年度 婚姻形態

婚姻形態	度数	パーセント	度数	パーセント
結婚している	225	37.1	225	42.9
同棲している	9	1.5	9	1.7
離婚している	124	20.4	124	23.7
離婚準備中	131	21.6	131	25.0
その他	35	5.8	35	6.7
不明	83	13.7		
合計	607	100.0	524	100.0

図 I -12 平成 27 年度 婚姻形態



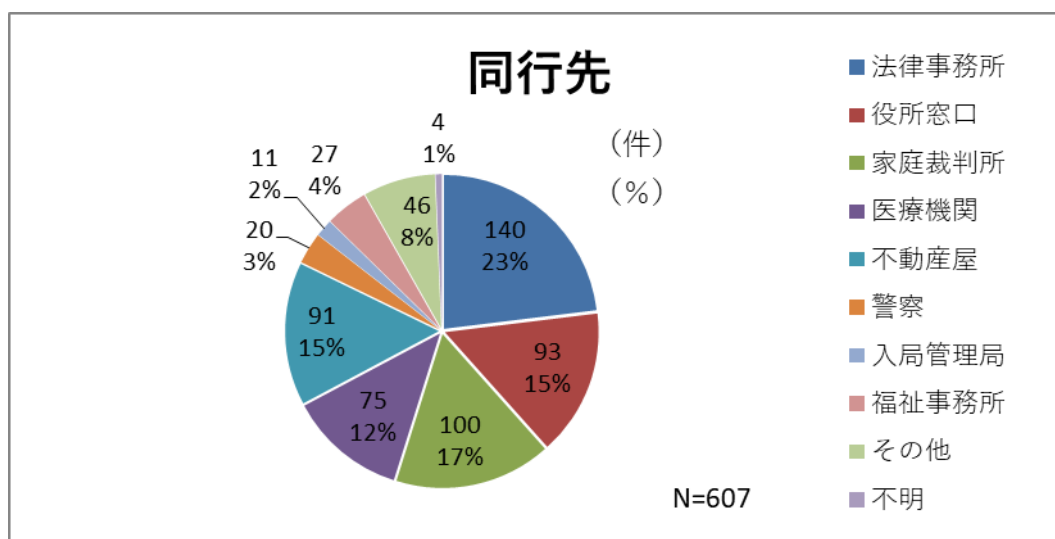
・婚姻形態がわかっているケースで、もっとも多いのが「結婚している」(43%)、次いで「離婚準備中」(25%)、「離婚している」(24%)の順であった。

(13) 同行先について

表 I-13 平成 27 年度 同行先

同行先	度数	パーセント	度数	パーセント
夫婦・家族間の係争に係る法律相談のための法テラス・法律事務所	140	23.1	140	23.2
区役所、市役所の窓口	93	15.3	93	15.4
調停・裁判・面会交流等のための家庭裁判所	100	16.5	100	16.6
診療・検査等のための医療機関	75	12.4	75	12.4
転居に係る物件探し等のための不動産屋	91	15.0	91	15.1
DV相談等のための警察	20	3.3	20	3.3
在留資格取得等のための入国管理局	11	1.8	11	1.8
生活相談、生活保護申請等のための福祉事務所	27	4.4	27	4.5
その他	46	7.6	46	7.6
不明	4	0.7		
合計	607	100.0	603	100.0

図 I-13 平成 27 年度 同行先



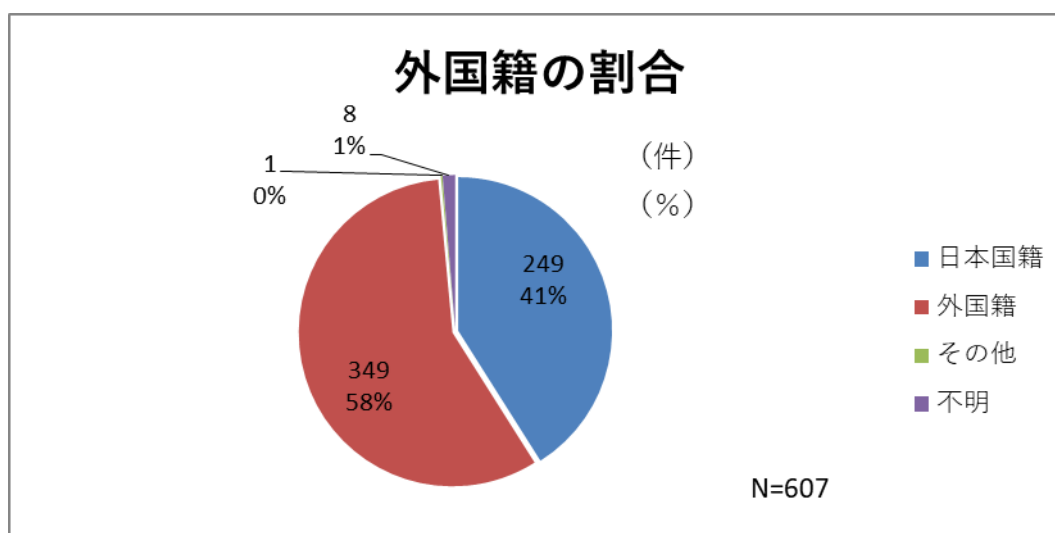
・複数の同行先が記入された場合、筆頭の同行先の単一回答扱いとした。同行先は多い順に、法律事務所等（23%）、家庭裁判所等（17%）、区役所・市役所（15%）、不動産屋等（15%）、医療機関（12%）であった。

(14) 外国籍の当事者の割合について

表 I -14 平成 27 年度 外国籍の割合

外国籍の割合	度数	パーセント	度数	パーセント
日本国籍	249	41.0	249	41.6
外国籍	349	57.5	349	58.3
その他	1	0.2	1	0.2
不明	8	1.3		
合計	607	100.0	599	100.0

図 I -14 平成 27 年度 外国籍の割合



- ・国籍は外国籍の方が日本国籍よりも多かった。「不明」を除くと、外国籍および「その他」（この場合、無国籍）で約 6 割（59%）を占めた。

②外国籍被害者集計

◆項目

- (1) 国籍について
- (2) 日本語以外の言語について
- (3) 同行回数について
- (4) 同行した当事者に子どもはいるか
- (5) 同行時に同伴した子どもの数について
- (6) 同行される人の年代について
- (7) 紹介者について
- (8) 緊急度について
- (9) 危険度について
- (10) 医療ケアの必要性について
- (11) 当事者の居住形態について
- (12) 暴力の行為者について
- (13) 暴力の種類について
- (14) 婚姻形態について
- (15) 同行先について

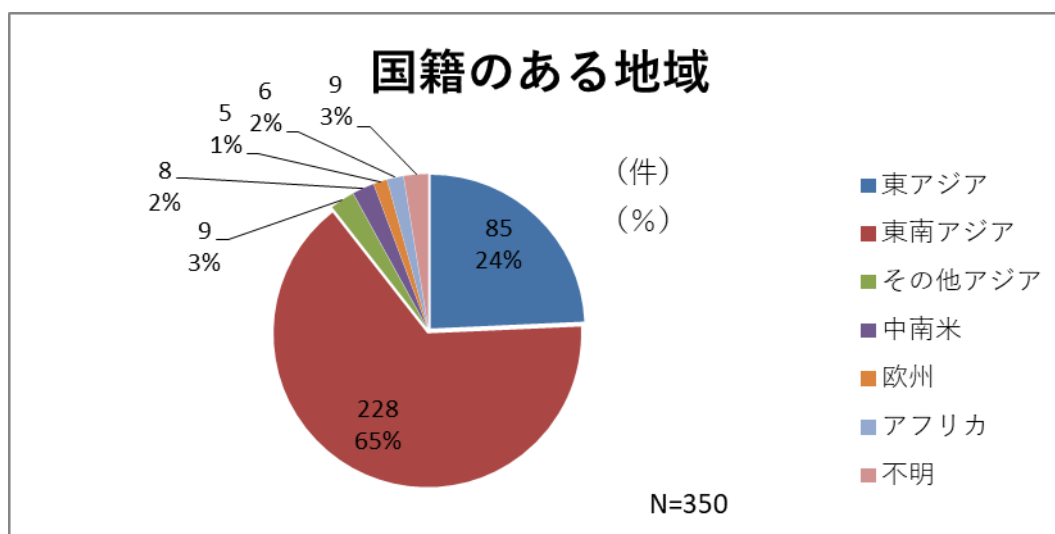
◆結果

(1) 国籍について

表Ⅱ-1 平成 27 年度外国籍 国籍のある地域

国籍のある地域	度数	パーセント	度数	パーセント
東アジア	85	24.3	85	24.9
東南アジア	228	65.1	228	66.9
その他アジア	9	2.6	9	2.6
中南米	8	2.3	8	2.3
大洋州	0	0.0	0	0.0
欧州	5	1.4	5	1.5
アフリカ	6	1.7	6	1.8
不明	9	2.6		
合計	350	100.0	341	100.0

図Ⅱ-1 平成 27 年度外国籍 国籍のある地域



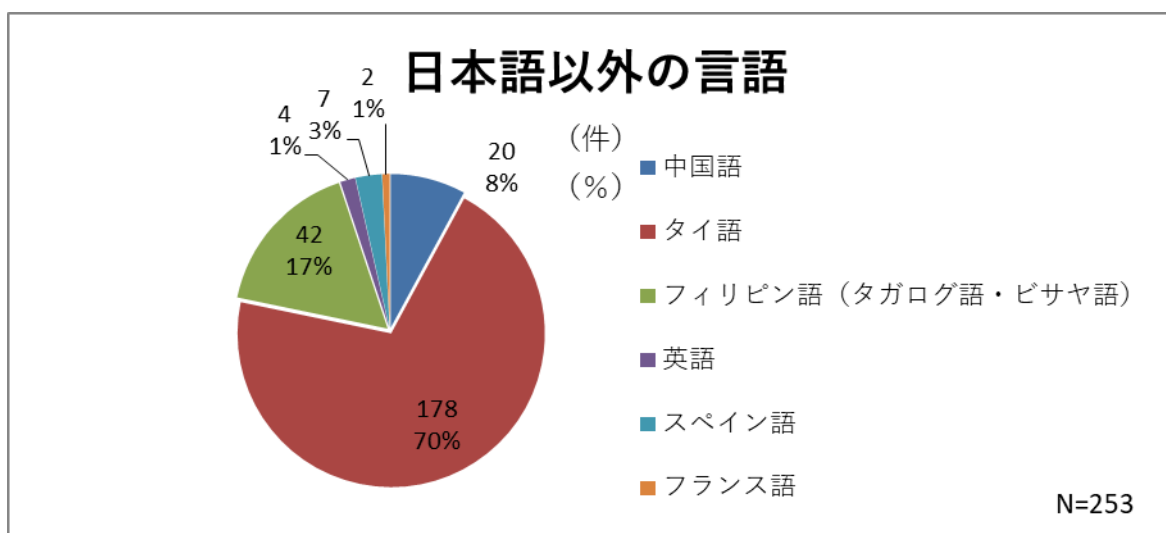
- ・地域別にみると東南アジアがもっとも多く（67%）、国籍別ではタイが全体の半数以上（52%）、次にフィリピン（12%）の順であった。
- ・日本に在住する人数が少ない国名もあり、安全のために地域で表した。

(2) 日本語以外の言語について

表Ⅱ・2 平成 28 年度外国籍 日本語以外の言語

日本語以外の言語	度数	パーセント
中国語	20	7.9
タイ語	178	70.4
フィリピン語（タガログ語・ビサヤ語）	42	16.6
英語	4	1.6
スペイン語	7	2.8
フランス語	2	0.8
合計	253	100.0

図Ⅱ・2 平成 28 年度外国籍 日本語以外の言語



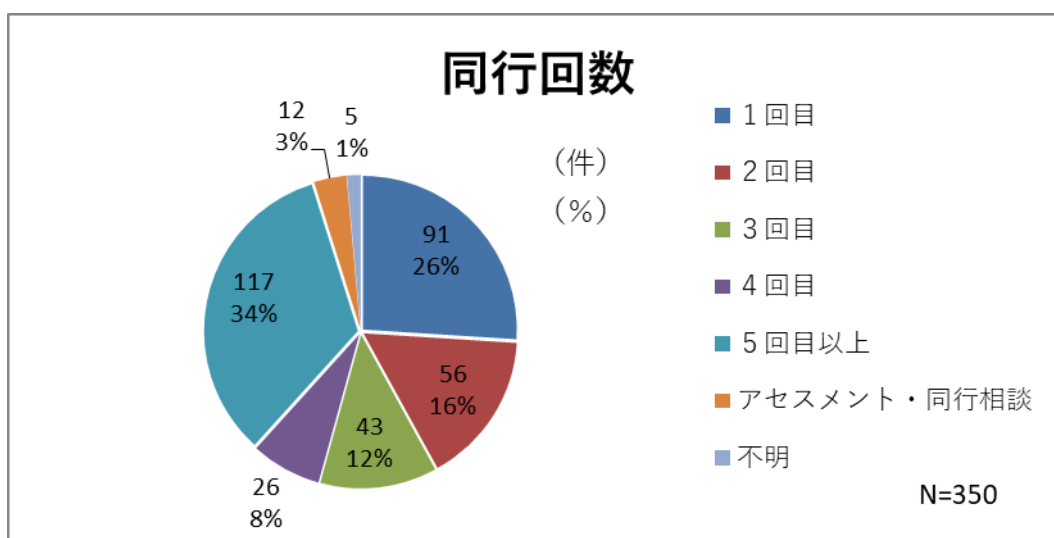
・外国籍 350 件のうち、日本語以外の言語を用いた件数は 253 件、その内訳を見ると国籍と同様、タイ語が突出して多く（70%）、次いでフィリピン語が多かった（17%）。

(3) 同行回数について

表Ⅱ・3 平成 27 年度外国籍 同行回数

同行回数	度数	パーセント	度数	パーセント
1 回目	91	26.0	91	26.4
2 回目	56	16.0	56	16.2
3 回目	43	12.3	43	12.5
4 回目	26	7.4	26	7.5
5 回目以上	117	33.4	117	33.9
アセスメント・同行相談	12	3.4	12	3.5
不明	5	1.4		
合計	350	100.0	345	100.0

図Ⅱ・3 平成 27 年度外国籍 同行回数



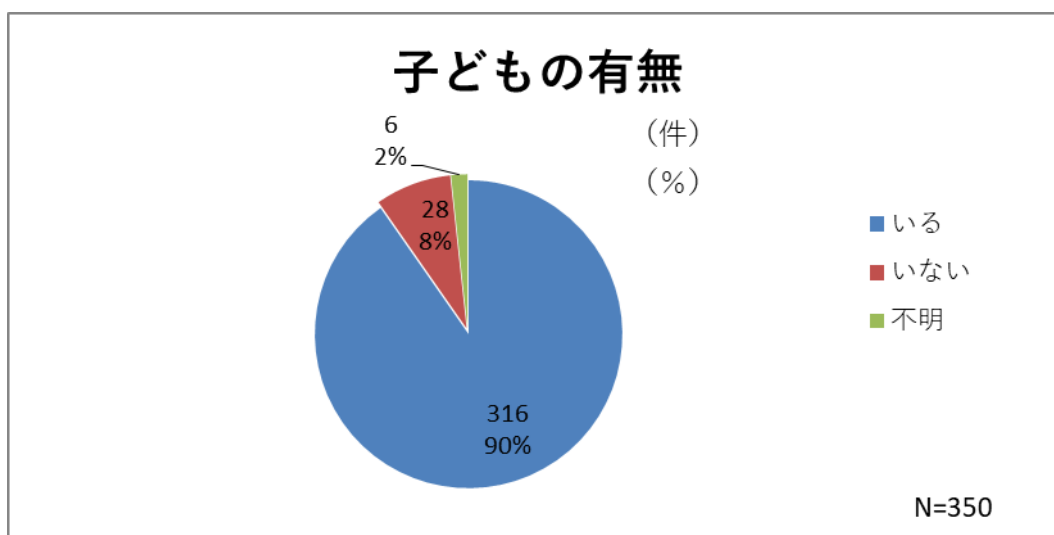
・外国籍の当事者では、同行回数が「5 回目以上」がもっとも多く、不明を除いた件数の 34% を占めていた。

(4) 同行した当事者に子どもはいるか

表Ⅱ-4 平成 27 年度外国籍 同行した当事者に子どもはいるか

子どもの有無	度数	パーセント	度数	パーセント
いる	316	90.3	316	91.9
いない	28	8.0	28	8.1
不明	6	1.7		
合計	350	100.0	344	100.0

図Ⅱ-4 平成 27 年度外国籍 同行した当事者に子どもはいるか



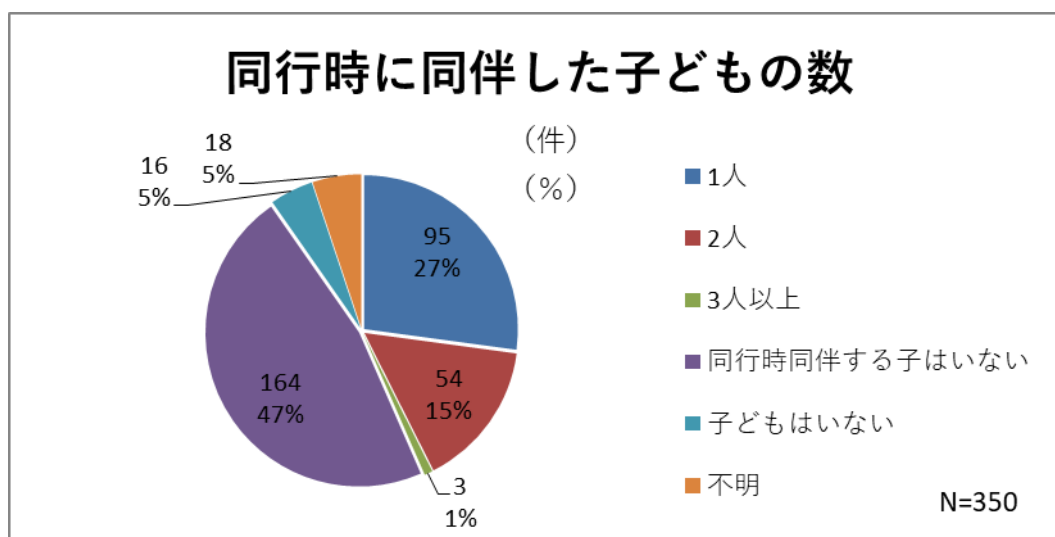
- ・ 不明を除くと、92%に子どもがいるという結果であった。日本人の当事者の 82%と比べるとやや多い傾向にあった。

(5) 同行時に同伴した子どもの数について

表Ⅱ-5 平成27年度外国籍 同行時に同伴した子どもの数

同行時に同伴した子どもの数	度数	パーセント	度数	パーセント
1人	95	27.1	95	30.1
2人	54	15.4	54	17.1
3人以上	3	0.9	3	0.9
同行時同伴する子はいない	164	46.9	164	51.9
子どもはいない	16	4.6		
不明	18	5.1		
合計	350	100.0	316	100.0

図Ⅱ-5 平成27年度外国籍 同行時に同伴した子どもの数



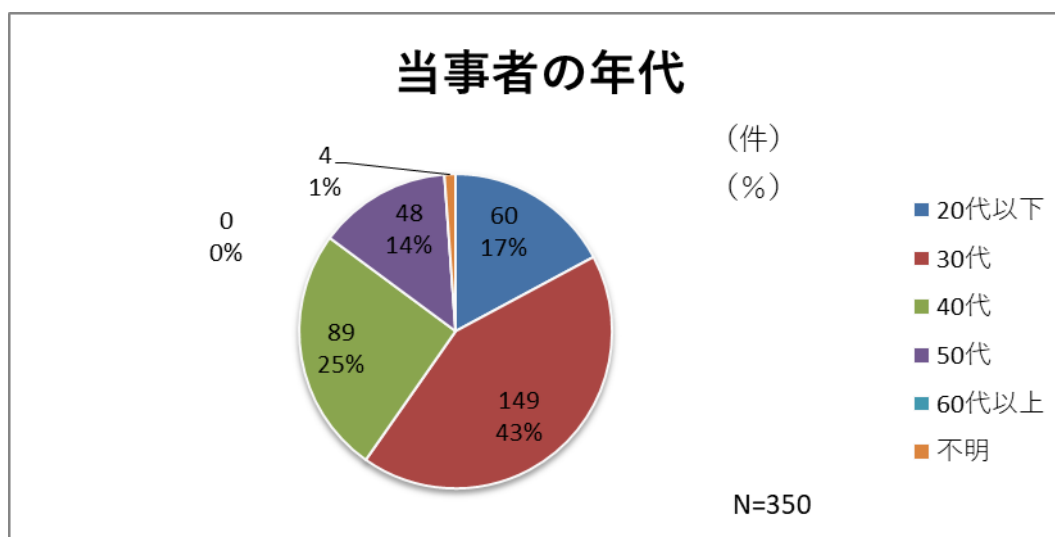
・子どもがいると回答した外国籍当事者のおよそ半数（48％）が、同行時に子どもを同伴した。

(6) 同行される人の年代について

表Ⅱ-6 平成 27 年度外国籍 当事者の年代

当事者の年代	度数	パーセント	度数	パーセント
20代以下	60	17.1	60	17.3
30代	149	42.6	149	43.1
40代	89	25.4	89	25.7
50代	48	13.7	48	13.9
60代以上	0	0.0	0	0.0
不明	4	1.1		
合計	350	100.0	346	100.0

図Ⅱ-6 平成 27 年度外国籍 当事者の年代



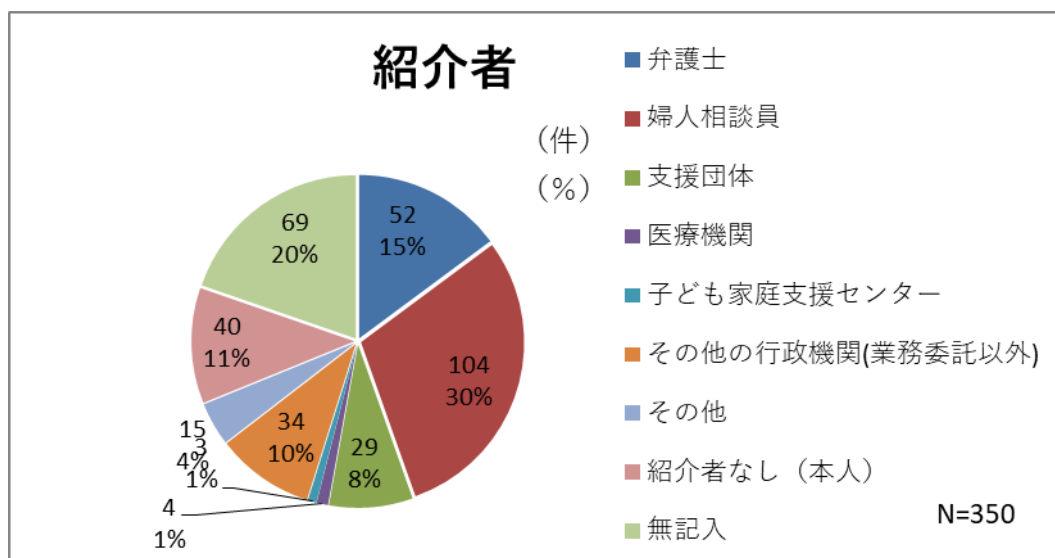
・ 30 代がもっとも多く 43%を占めていた。外国籍においては、年代がわかっているケースの中に 60 代以上の当事者はいなかった。

（７）紹介者について

表Ⅱ-7 平成 27 年度外国籍 紹介者

紹介者	度数	パーセント	度数	パーセント
弁護士	52	14.9	52	21.6
婦人相談員	104	29.7	104	43.2
支援団体	29	8.3	29	12.0
医療機関	4	1.1	4	1.7
子ども家庭支援センター	3	0.9	3	1.2
その他の行政機関(業務委託以外)	34	9.7	34	14.1
その他	15	4.3	15	6.2
紹介者なし（本人）	40	11.4		
無記入	69	19.7		
合計	350	100.0	241	100.0

図Ⅱ-7 平成 27 年度外国籍 紹介者



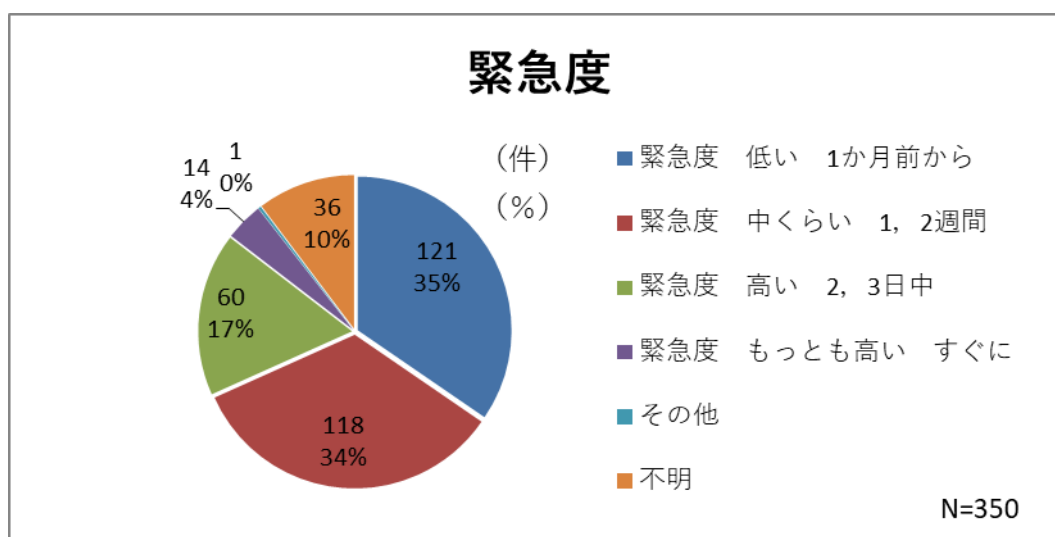
・「紹介者なし（本人）」と「無記入」を合わせた 109 件が紹介者のないケースを含んでいる。紹介者のある 241 件のうち、外国籍の当事者の紹介者としてもっとも多かったのは「婦人相談員」の 43%、次に「弁護士」の 22%であり、外国籍は日本人に比べて弁護士からの紹介が多かった。

(8) 緊急度について

表Ⅱ・8 平成 27 年度外国籍 緊急度

緊急度	度数	パーセント	度数	パーセント
緊急度 低い 1か月前から	121	34.6	121	38.5
緊急度 中くらい 1, 2週間	118	33.7	118	37.6
緊急度 高い 2, 3日中	60	17.1	60	19.1
緊急度 もっとも高い すぐに	14	4.0	14	4.5
その他	1	0.3	1	0.3
不明	36	10.3		
合計	350	0.3	314	100.0

図Ⅱ・8 平成 27 年度外国籍 緊急度



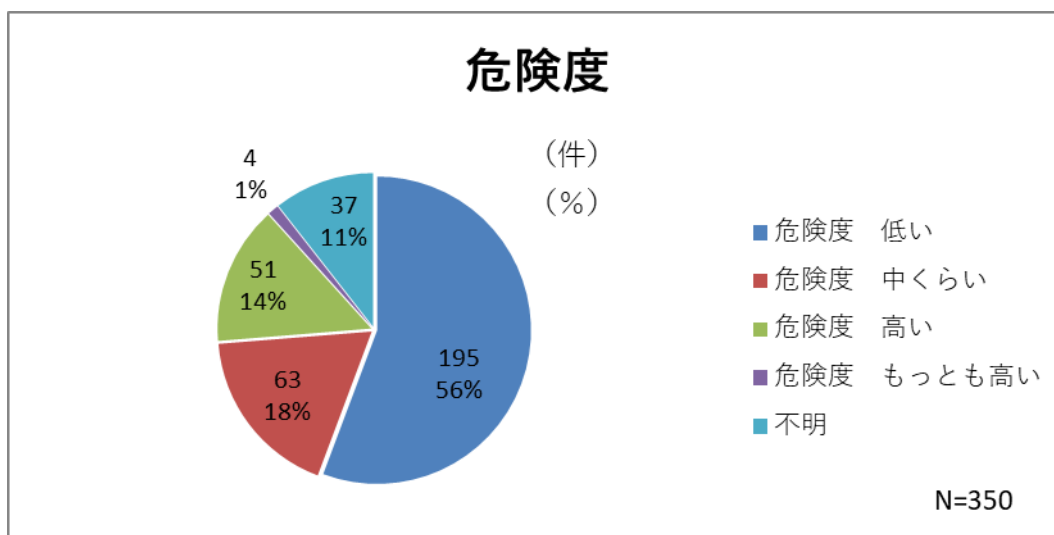
・外国籍における緊急度は、「低い 1 か月前から」および「中くらい 1, 2 週間」を合わせて 76%であった。他方、「高い 2, 3 日中」もしくは「もっとも高い すぐに」であったのは 24%であった (いずれも不明を除く)。

(9) 危険度について

表Ⅱ-9 平成27年度外国籍 危険度

危険度	度数	パーセント	度数	パーセント
危険度 低い	195	55.7	195	62.3
危険度 中くらい	63	18.0	63	20.1
危険度 高い	51	14.6	51	16.3
危険度 もっとも高い	4	1.1	4	1.3
不明	37	10.6		
合計	350	100.0	313	100.0

図Ⅱ-9 平成27年度外国籍 危険度



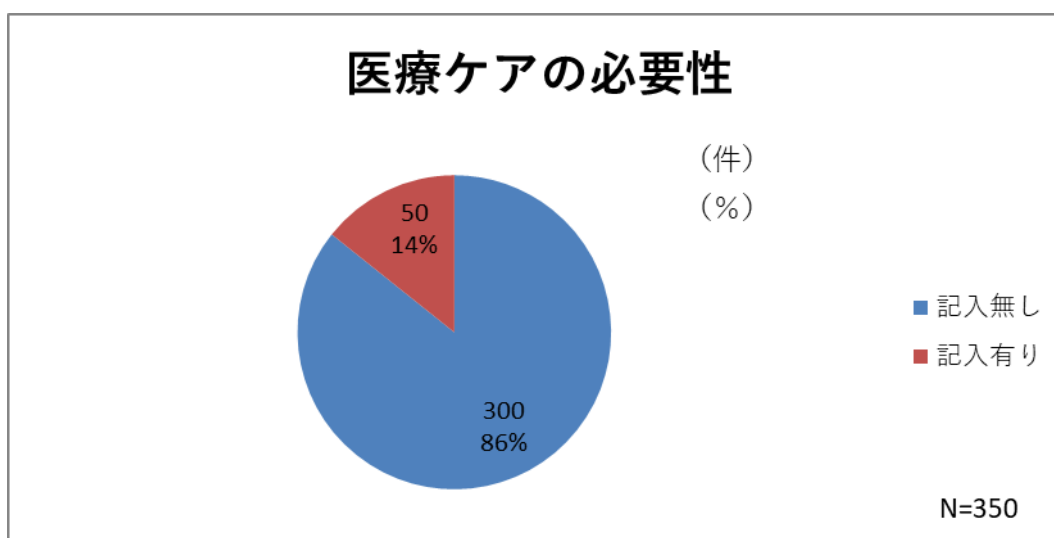
・ 不明を除くと、危険度「高い」および「もっとも高い」は約 18%を占めた。

(10) 医療ケアの必要性について

表Ⅱ-10 平成 27 年度外国籍 医療ケアの必要性

医療ケアの必要性	度数	パーセント	度数	パーセント
記入無し	300	85.7		
記入有り	50	14.3		
うつ	9	2.6	9	18.0
その他	39	11.1	39	78.0
合計	350	100.0	50	100.0

図Ⅱ-10 平成 27 年度外国籍 医療ケアの必要性



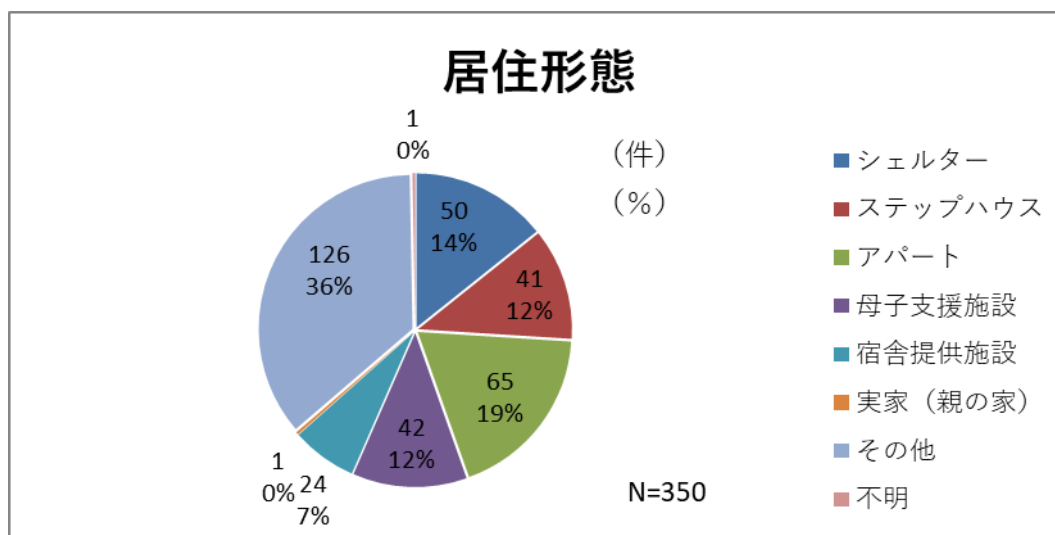
・医療ケアの必要性については、外国籍の当事者には聞き取りが難しい状況にあることが伺われる。無記入が 86%を占めたため実態は把握しづらい。しかし記入があったケースを見ると、日本人でもっとも多い「うつ」よりも、「その他」の医療ケアの必要性の方が多く、外国籍の当事者では、精神面の医療ケアの必要性が認識されづらい状況である可能性が推測された。

(11) 当事者の居住形態について

表Ⅱ-11 平成27年度外国籍 当事者の居住形態

居住形態	度数	パーセント	度数	パーセント
シェルター	50	14.3	50	14.3
ステップハウス	41	11.7	41	11.7
アパート	65	18.6	65	18.6
母子支援施設	42	12.0	42	12.0
宿舎提供施設	24	6.9	24	6.9
実家（親の家）	1	0.3	1	0.3
その他	126	36.0	126	36.1
不明	1	0.3		
合計	350	100.0	349	100.0

図Ⅱ-11 平成27年度外国籍 当事者の居住形態



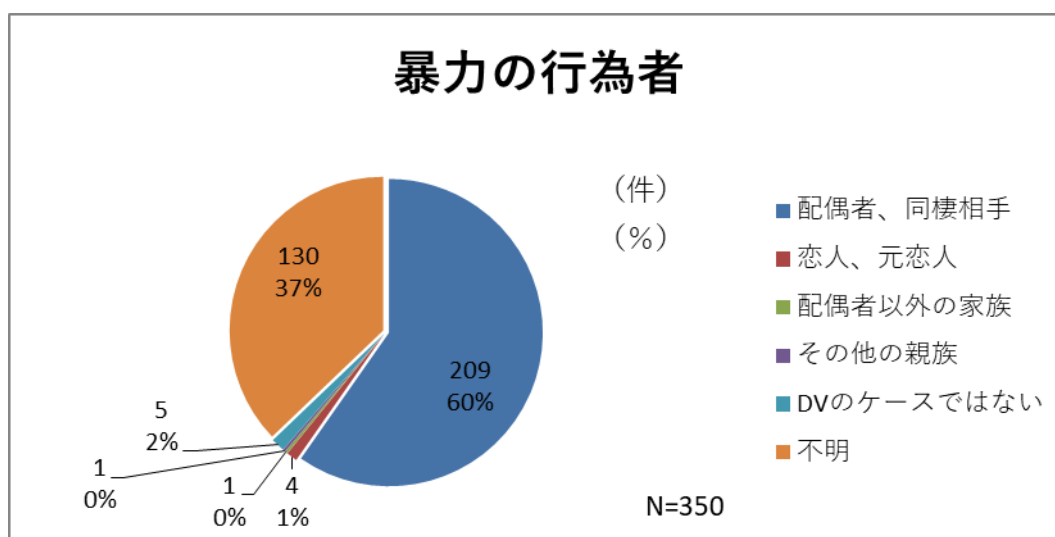
- ・ 不明を除くと、「自宅」（「その他」に含まれる）が121件（36%）と最も多かった。日本人の場合は、「シェルター」、「ステップハウス」、もしくは「母子支援施設」が多いのに対し、外国籍の場合は、「シェルター」、「ステップハウス」、「母子支援施設」の居住が少なく、自宅に留まっている割合が高い。

(12) 暴力の行為者について

表Ⅱ-12 平成 27 年度外国籍 暴力の行為者

暴力の行為者	度数	パーセント	度数	パーセント
配偶者、同棲相手	209	59.7	209	95.0
恋人、元恋人	4	1.1	4	1.8
配偶者以外の家族	1	.3	1	0.5
その他の親族	1	.3	1	0.5
DVのケースではない	5	1.4	5	2.3
不明	130	37.1		
合計	350	100.0	220	100.0

図Ⅱ-12 平成 27 年度外国籍 暴力の行為者



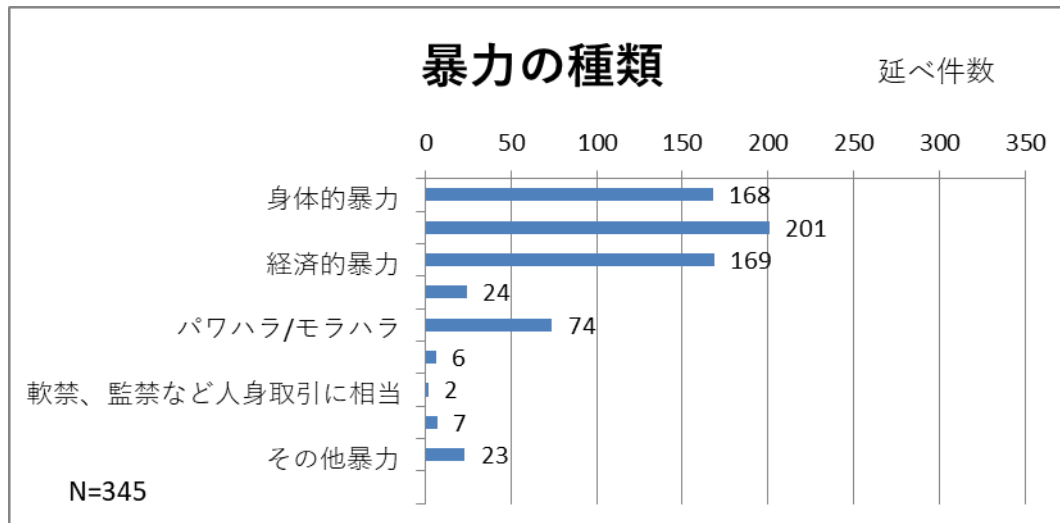
・ 不明を除き、「配偶者、同棲相手」が殆ど（95%）を占めていた。

(13) 暴力の種類について

表Ⅱ-13 平成 27 年度外国籍 暴力の種類（複数回答可）

暴力種類	延べ件数	パーセント	延べ件数	パーセント
身体的暴力	168	48.0	168	48.7
精神的虐待	201	57.4	201	58.3
経済的暴力	169	48.3	169	49.0
性暴力	24	6.9	24	7.0
パワハラ/モラハラ	74	21.1	74	21.4
セクハラ	6	1.7	6	1.7
軟禁、監禁など人身取引に相当	2	0.6	2	0.6
子どもへの性暴力	7	2.0	7	2.0
その他暴力	23	6.6	23	6.7
不明	5	1.4		
合計	350	100.0	345	100.0

図Ⅱ-13 平成 27 年度外国籍 暴力の種類（複数回答可）



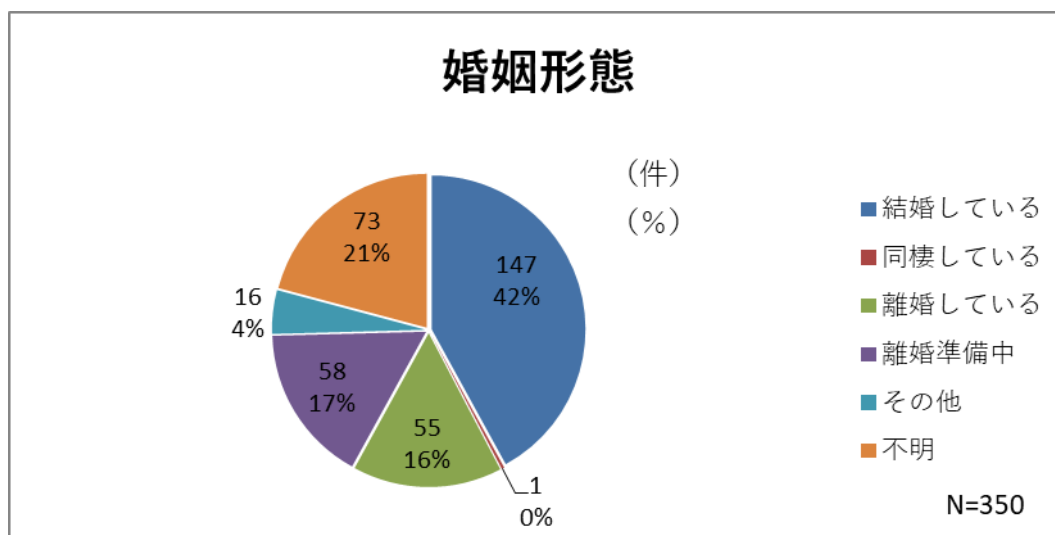
・延べ件数でカウントしている。「精神的虐待」がもっとも多く、外国籍 350 件のうち 57% が被害を受けていた。またおよそ半数が「経済的暴力」（48%）、「身体的暴力」（48%）の被害を受けていた。

(14) 婚姻形態について

表Ⅱ-14 平成 27 年度外国籍 婚姻形態

婚姻形態	度数	パーセント	度数	パーセント
結婚している	147	42.0	147	53.1
同棲している	1	0.3	1	0.4
離婚している	55	15.7	55	19.9
離婚準備中	58	16.6	58	20.9
その他	16	4.6	16	5.8
不明	73	20.9		
合計	350	100.0	277	100.0

図Ⅱ-14 平成 27 年度外国籍 婚姻形態



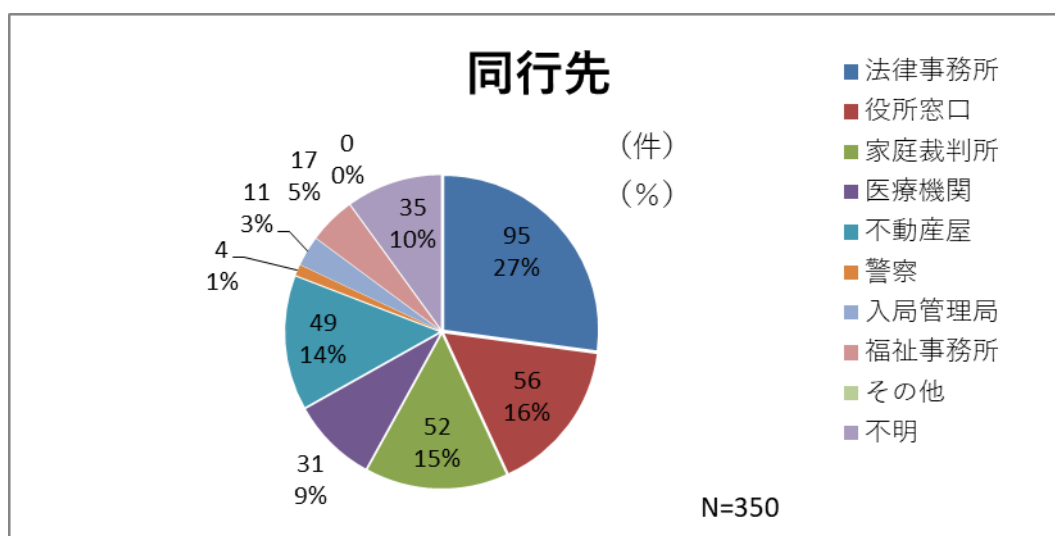
・「結婚している」がもっとも多く、不明を除いた件数の半数を超えた（53%）。

(15) 同行先について

表Ⅱ-15 平成 27 年度外国籍 同行先

同行先	度数	パーセント	度数	パーセント
夫婦・家族間の係争に係る法律相談のための法テラス・法律事務所	95	27.1	95	30.2
区役所、市役所の窓口	56	16.0	56	17.8
調停・裁判・面会交流等のための家庭裁判所	52	14.9	52	16.5
診療・検査等のための医療機関	31	8.9	31	9.8
転居に係る物件探し等のための不動産屋	49	14.0	49	15.6
DV相談等のための警察	4	1.1	4	1.3
在留資格取得等のための入国管理局	11	3.1	11	3.5
生活相談、生活保護申請等のための福祉事務所	17	4.9	17	5.4
その他	0	12.4	0	0.0
不明	35	0.4		
合計	350	100.0	315	100.0

図Ⅱ-15 平成 27 年度外国籍 同行先



- ・外国籍の同行先としては、法律事務所等（30%）、区役所・市役所（18%）、家庭裁判所等（17%）、不動産屋等（16%）、医療機関（10%）の順に多かった。
- ・その他には、法務省や入国管理局などがあつた。

考察 同行レポートのコメントから見る同行支援の実態

- 2015（平成 27）年度に、同行支援員が作成した同行支援報告レポート内に記載されたコメントを、その内容に基づきカテゴリー分類した。
- 見いだされたカテゴリーは、大分類として「当事者に関すること」、「関係諸機関に関すること」に大別できる。「当事者に関すること」の中分類として、「恐怖・不安・緊張感」、「精神疾患・精神症状」、「子どものケア」、「感謝」、「回復・前進」の 5 分類が見いだされた。そして、「関係諸機関に関すること」においては、「関係諸機関の無理解・偏見・制度の不備」、「社会資源の情報提供」、「役割分担」の 3 分類が見いだされた。

当事者は、DV 被害の影響により、「**恐怖心・不安感・緊張感**」を抱いている。特に加害者と法的決着をつけないければならない裁判所に行く時は、このような気持ちが強くなるようである。また、DV 被害の影響によるものもあれば、そうでないものも含めて、「**精神疾患・精神症状**」が見られた。この精神症状により、弁護士をはじめとする支援者とスムーズなコミュニケーションをとることが困難になっている様子が見られる。DV は、子どもにも大きな心理的ダメージを与えており、被害当事者のケアと同様、「**子どものケア**」が求められる。一方、被害当事者は、同行支援を受けたことで、寄り添われ、エンパワーされている感覚を持ち、同行支援者に「**感謝**」の言葉を贈っている。大変な時に寄り添ってもらえるという感覚が、被害当事者の「**回復・前進**」につながっていると考えられる。

関係諸機関のほうを見ると、DV 防止法が施行されて 15 年以上経った今でも「**関係諸機関の無理解・偏見・制度の不備**」が見られ、被害当事者に二次被害を与えたり、制度の不備から被害当事者の生活再建が困難になったりしている現状が明らかとなった。特に外国籍の女性の場合、日本語がネックとなり、自分のことだけでなく子どものことについても、困ったときに速やかに相談につながらない現状がある。これは日本語を話せない当事者の問題ではなく、多文化対応への配慮不足と考えられる。支援者が被害当事者に望むのは、本人が地域の中で様々な人・機関に支えられて生活を送れることである。そういう意味でも「**社会資源に関する情報提供・連携**」は、重要である。被害当事者が複数の社会資源を活用する場合、社会資源側として注意すべきことは「**役割分担**」である。それぞれの強みを活かし、弱さを補完し合いながら、支援側もまた横のつながりを持っていくことが重要である。

以下において、各中分類に見られた代表的なコメントを紹介する。

1. 当事者に関すること

① 恐怖・不安・緊張感

- DV 夫からの影響で、大きな音、特に男性の大きな声に反応しづらくなるため、常に安全な環境設定を心がける。
- 今回、調停最が後となり、終了後、同行者の恐怖感がひどく強かったため、地方裁判所前から隣駅までタクシーを使った。
- 前回、電車に乗るのが怖くて3駅歩いたそうである。翌日じんましんが出て、治るのに1週間かかったとのこと。今回も歩いて帰ると言っていた。
- 第1回目の調停なので身体が固くなって、緊張感がこちらにも伝わってきた。裁判所への行き返りには、本人を刺激しないように会話内容に気をつけた。話しかけられたら応答はするが、なるべくそっと見守る形をとった。シェルターに戻ったら緊張感もほぐれたのか、「疲れた」と言ってしばらくはじっとしていた。
- 電車に乗ると極度に緊張していたが、その時以外は明るく振る舞っている。自分の抱えている問題を、あえて考えないようにしているようだ。
- 「夫から追跡されるのではないかとという恐怖感と、弁護士事務所でどのようなことを聞かれるのだろうかと考え、前夜は眠ることができなかった」と、かなり緊張していた。弁護士事務所で相談をしている間、2人の子どもは、もう1人の同行支援者に見守りをお願いしたので、当事者は相談に集中することができた。避難後間もない時期2人の子どもを連れての外出だったので、シェルターに戻っても疲労と緊張感で身体が固くなっていた。同行されることによって「1人ではないのだ」と心強さと安心感を得られて嬉しかったと、感謝の言葉をいただいた。
- 夫に対する大変な恐怖心を抱えている。危険なため子どもとも離れて暮らしているとのこと、何とか早く離婚ができて、お子さんと暮らせるようになってほしいと感じた。今は頑張っているが、気持ちが続くか心配。
- 本日体調が悪いとのこと。打ち合わせで表情が明るくはなるが、家裁が近づくと表情が変わる。今日は1日涙が出て、呼吸を整え、話すことで前向きになり、また……の繰り返しだった。終わった後、動けないと言うので、しばらく一緒にいた。調停の部屋が相手方の待合室と同じ階なので心臓がバクバクし、調停員が理解して下さり、階段で移動したとのこと。

② 精神疾患・精神症状

- 自分が気付づいたことをよく話す、それが日常生活になかなか定着しない。例えば出かける時間に準備ができていて、すぐに出られるということが少ない。穏やかに話

していると落ち着いているが、現実感が希薄で、思いついたらその方向に飛んで行ってしまう感じがする。同行中の会話は、できるだけ現実の、「今」を焦点化するように気をつけた。同行中、当事者があまり良いことを言っていたので、こちらが落ち着かない感じになった。

- 同行した方の場合、全てにおいていたずらに焦りまくり突っ走る傾向があると感じる。充分準備しないでただ焦り、1人で勝手に動いてしまう。健康で動けることは本来は良いことなのだが、やたらに動き回らず、支援者の言うことにもう少し耳を傾けるようになれば、いろいろなことがうまく回るようになるのではないかと思う。
- 今回は2回目の弁護士相談で、場所や相手がわかっていてことで緊張度は下がったが、相談内容で夫に対する不満が出てきて、弁護士からの質問への答えにならず、弁護士が困惑する場面があった。気持ちをほぐす支援を行った。"
- 親からの精神的暴力、(父からの)性虐待があり、その父親を止められなかった母親への不信感が強く、大人への不信感から信頼関係を築くことが困難。
- 体調の良い時と悪い時の差がある。長い期間、暴力とモラハラで拘束されていたので、自分で考えて判断する力を奪われていた。
- 不動産仲介者に自分の希望や感じたことをうまく伝えられない、断るのが難しい。そのため区から転居を認められたにもかかわらず、移転先を見つけられないまま、気持ちが落ち込んでいた。支援者が同行して、ひとつひとつ確認を取りながら部屋探しを進めたところ、今回の物件である程度納得できたようだった。
- 弁護士とのやりとりで、夫からの暴力内容に話がいくと感情的になってしまい、事務的な話が進まなくなった。共感しつつ補助と助言をして、再開することができた。"
- 保育園に事情(自分が病院に行くため)を話して子どもを預けられるようにしたほうがよいと言っても、保育園にそのお願いができない。そのため、今回も長時間子どもを同伴することになった。外国人なので理解してもらえないのではないかといい気持ちが強く、周りの人に頼みごとやお願いができない。結果、自分が苦しいことになっている。
- 自分の言いたいことのみ1時間以上訴え続け、相手の言うことが聞けない状態。同じことを繰り返し、郵便局の窓口の人に嫌な顔をされた。1つのことにこだわり、時間が経ってもこだわりから抜け出せない。
- 1人で対処してしまうため、困難な状況を招いてしまう。多くの情報と継続的支援が必要と感じた。同行するなかで、相談窓口・居場所の情報提供する機会となったことは大きな成果だったと思う。
- お話を聞いている間、夫のことに話が及ぶと解離する様子が見られた。また、食事をきちんととれているのか気になった。
- 別居3か月前には、1週間に1、2度警察が来るほどの激しい暴力があったと本人は話すが、「その暴力はいつものことで、たいしたことはない」と発言。暴力に対しての否

認、麻痺があると思うが、カウンセリングを受けていない。

③ 子どものケア

- 子どもが言うことを聞かないでいると、脅し、あるいは手が出る。子どもは人の顔色をうかがっていて、距離感を感じる雰囲気がある。子どもは不登校気味であるが、親子の会話がすれ違って、これでは学校でもきついであろうと感じた。下の赤ちゃんは、ほとんど泣かずにいるので、緊張しているのか？と感じた。
- いらいらして、子どもに八つ当たりをしている。子どもは親の顔色をうかがってビクビクしている場面があった。子どもへのフォローが必要だと思った。
- 2人の子どもがおり、10歳の長男は前夫の子ども。二男が現夫の子どもで、同居中も長男と次男を差別していた。家を出るきっかけが、長男が「お母さんがしないなら僕がお父さんを殺す」と言ったことからとのことで、子どものケアが心配。また、次男はとても元気が良いが落ち着きがない状態とも見え、次男のケアについても心配だ。今後、離婚調停が始まるので、同行依頼があれば継続的に見守る機会があるかと思うが、現在生活保護なので、本人・子どもを含めた担当者の支援に関わっている部分が大きい。現居住地での民間のケア（自助グループやカウンセリング）につながると良いと思う。

④ 感謝

- 同行支援も2回目なので、一緒にいることでの安心感が出てきている。行きは人が多いため、個人的なことは話さないが、帰りの電車では、暴力のこと、今の状況、調停のこと等、語られる。同行があることで、安心できると話されていた。
- 未明に警察に保護され、そのまま措置入院になった。措置から任意入院に切り替わったということで、入院先の病院から自宅までの同行を依頼された。外出目的は、眼鏡と衣類を取りに行くことだったが、眼鏡が無くなっていたため、その日の内に眼鏡を作ることになった。病院へ迎えに行ってから病院まで送り届けるまでの同行だったので、長時間でとても疲れた。だが、頼る人が誰もいないことを知っているので、安心した本人は大喜びだった。
- 今回、弁護士がじっくり話を聞きとり、調停に向けての調書を作成してくれた。子どもの保育ができたことで、当事者本人も時間をかけて相談ができ、弁護士、当事者双方から「同行してもらえて助かった」との言葉をいただいた。
- 住まいの管理費数年分の請求について、都庁に電話したり、福祉事務所に外向いたりして自分で解決しつつある。弁護士とのコミュニケーションもうまく取れているように感じた。初回の時に比べて、気持ちが前向きになっていると感じた。本人は「同行

支援があるから頑張れる、心強い」と話し、同行支援の大切さを実感した。

- 今回は初めての弁護士事務所とのことで、かなり緊張していたようだが、支援員とインターン 2 名態勢で同行したことで、安心して相談できたと大変喜んでもらった。最初のリレーション作りがうまくいき、終始良い雰囲気が保たれたことが、当事者の安心感につながったと推察される。
- 病院内ではあまり人の多くない場所で待つなどして、安全に留意した。移動中も緊張している様子であったが、帰りに「同行してもらえて安心できた」との言葉をいただいた。表情が堅く、まだまだ回復には時間を要すると思われるので、しばらく同行を継続する必要があると感じた。
- アパートを引き払うための引っ越し業者の見積もりの立ち合い、およびその後の出勤の際バス亭まで同行。大家に出会うと、必ず嫌がらせを受け、大声で怒鳴られるため、怖くて外を歩くことができない当事者。今日もビクビクしながら、引っ越し業者の訪問を待っているような状態だった。雨天が幸いしたか、今日は大家とは会わずに済み、バス停までもすんなり行けた。何度も「一緒に来てもらえて、本当に助かりました。ありがとうございます」と言っていた。アパートの大家の言動から元夫の DV のことが思い出されて、恐怖で眠れないとのこと。どれだけ時間が経過しても、心の傷はそう簡単には癒えないということを改めて痛感した。

⑤ 回復・前進

- DV の影響は、本人が思っている以上に大きくて、病院の先生が驚くほど深い。本人は、医者言葉で自分の状態に目が向き、診察の後、「本当にひどい目にあったんだと思った」と話していた。同行者がいると、その時の気持ちを話し、落とすことができるし、いろいろな症状は暴力の影響で起きていておかしいことではない、ということを話し合える。いろいろあってもいいし、時間がかかることを理解して、ちょっとずつで良いと、自分なりに納得されていたのが印象的だった。同行は、ただ一緒に行くのではなく、当事者に寄り添っていくこととだと思う。
- 同行時には、「子どもの存在があって自分が別人のように変わった、子どものエネルギーが大きく、子どもが育つと一緒に自分も育っていきたい」と話していた。エネルギーの大きな子どもで、未だ幼児であるにもかかわらず、帰りに公園を通ったが、ずーっと歩き続けていた。母親は大変だろうと思うが、子どもをいつも優しい目で見守っているのが印象的だった。子どもの戸籍の変更の手続きの主なところが終わって、とても嬉しいと話していた。
- 子どもを保育園につなげるため、積極的な行動が見られた。少しずつ元気を取り戻している。
- 自助グループに参加した後、子どもは友だちと遊べたことに満足し、母親に甘えてい

る姿が印象的だった。母親も仲間に受け入れてもらえて「また参加したい」と喜んで
いた。親が元気になれば子どもも元気になることがよくわかった。

- 初めての弁護士相談ということもあり、かなり緊張していたが、**シェルター入所当時に比べて落ち着きや今後に向けての意識が高くなっている**と見受けられた。自分の問題として、弁護士に向き合っていた。
- 弁護士との時間が3時間と長時間になった。事情説明書をより正確にするために、個々の話の時期を確認するのに時間がかかった。あまりにひどかったことは、中身は言えても、「いつ」という時期は思い浮かばない。「そうやって守っていたのよ」と伝えると、ほっとされて、「忘れないといられなかったんですね」と話されていた。長い時間、弁護士と話されたので、終わった後、下のロビーで緊張をほぐすため、ゆっくり話した。自分と下の子ども2人と家を出たが、上の子は残っている状態で、気持ちが不安定だった。不安があって当たり前であることや、一緒にいる子どもたちが朝から笑っていることを嬉しいと思うとのこと。駅で思い切って電車に乗って来た選択と決断、行動があったから笑える今があることを話し合い、**自分の行動が間違っていなかったと、少し思えたようだった**。自分の話すことをわかってくれない人たちに囲まれていた生活は、どんなに大変で苦しい毎日であったろうと感じた。自分を大切にして、これから生きて欲しいと心より思う。
- 同行支援をするなかで、**一步一步自信をつけて行く様子**が見えてきた。

⑥ 関係諸機関等の対応について

- 当事者は、マイナンバー制度により、平穏な暮らしが危険にさらされることについて、とても憤っていた。また、「家族からの暴力の相談を、元住所の警察も役所も重大ととらえてくれず、ひとりで身を隠す生活が続けるしかなかった」と言っていた。今回、住民票を移し、支援措置をかける手続きを選択するに至っては、大変な勇気が必要であり、行政に実情を理解してもらうためにも同行支援の力が必要であった。
- 住民課の担当は親切で、理解があったが、国保窓口で、避難の事情を話しているのに、夫の会社に連絡しようとしたことに驚いた。
- 当事者は、親族（兄）からの脅迫、長年にわたる虐待で、経済的に困窮させられている。経済的な支援を求めて生活福祉係を訪ねたが、水際で追い返された。生活保護の可能性を聞いたら、兄に問い合わせるので、「DVの加害者に問い合わせるなど、あり得ない」と抗議すると、「DVって何ですか？」という言葉には絶句した。（係長の言葉）
- 離婚後は日本国籍の子を育てる母としての資格で在留できるわけだが、（働いていても収入が不足なので）生活保護を受けざるを得ない状態では、1年間しか在留が許されず、毎年申請手続きを行わなければならない。本人はなんとか3年に延ばしてほしい

と思っているが、難しい現状。

- 当事者は DV 避難をきっかけに退職せざるを得ず、現在は失業保険を受けている。40代後半という年齢的なハンディもあるため、就業にあたってはスキルアップしたいとの気持ちが強く、ハローワークが募集している職業訓練校への入学を希望している。訓練校への通学が始まるころにはアパート転宅が済んでいるはずだが、応募時は住所が秘匿な施設住まいであるため、事務所を住所に設定して訓練校への応募が可能になるよう交渉に行った。必ず本人と連絡がつくと何度も説明しても、ハローワーク側からは「現在、本人がいる住所でないと不可」の一点張りで、結局あきらめざるを得なかった。強い経済的自立を求めながら、一方では融通の利かない対応を強いてくるハローワークに強い問題意識を持った。
- 不動産屋で、精神科に通院をしていることで、アパートを貸せないと言われた。精神科に通院していることでの差別を受けたと憤りを感じている。
- 電話購入のことでは、何とかできないものかと思っている。多くの被害者の方は夫の追跡を恐れ、住民票はそのままにし、それまでの携帯は怖くて使えない。新たに購入するには住民票の住所地番号を記入しなければならない。対応した店員から「生活保護費をそれに使うのか」と言われたりする。ひどい。今の学校は、いろいろなお知らせを一斉送信するため、子どもが学校に行っている家庭では携帯電話は必要不可欠。DV で避難している場合、特例として電話を購入することができるように、政府、行政、電話会社をお願いしたいと切に思う。
- ○○区役所の子ども家庭センター及び配偶者暴力相談支援センターの対応はまあまあだったが、女性相談センターへの直接保護ができず、本日暴力を受けているのではないのに、警察署に行ってから保護となった。配暴センターから女性相談センターへ連絡、入所確認しているにもかかわらず、宿直の担当者に伝わっておらず、電話口で聞き取りや規則の説明まで始めて、警察も担当者もあきれていた。ひどい対応であり、問題である。子どもも当事者も担当者も、食事もとれずに 22 時過ぎまで拘束された。このようなことが起きないように担当者の教育が必要ではないか。
- 当事者は日本語が話せないため、子どものことで困ったときに相談できない。

⑦ 社会資源の情報提供・連携

- 当事者はシェルターで、とりあえずの安全安心な場所を確保したが、その後、どこで生活するかという選択肢が危ぶまれた。実家のある県でも、つきあった男性から暴力を振るわれた経緯があり、ネットで知り合った男性のところに行きたいという希望もあった。しかし、一度も会ったことのない人では、同じような関係になりかねないと、その県の民間団体につないだ。その団体でも以前相談があったケースだと判明。一度実家に戻って、支援者の援助を得ながら安全な生活を構築していくことになった。同

行支援をして、安全なシェルターにたどり着いた時に、彼女のほっとした笑顔が印象的だった。

- ○○では**多文化共生推進室が住民に開かれている**。英語、中国語、韓国語、タガログ語などの対応があり、外国籍の女性が気楽に相談できるようなので、継続して利用してもらおうと良いと思う。
- **児童扶養手当、保育園の申し込み、水道料金免除、都営交通？乗車券、無料ゴミ袋を受け取る場所や日本語教室の情報等を通訳した。**
- 言葉があまりできないということで、**職場でいったん問題が発生するとなかなか解決できず、外国人労働者が不利益を被ることが多い。**

⑧ 役割分担

- **教育委員会学事課の対応も、丁寧であった。**学校の面接希望時間との間の空き時間に子どもを公園で駆け回らせることができて、良かった。**小学校でも当事者を待っていてくれ、親の心配について一緒に話せた。**実際のところ、子どもが学校に行くか否かはわからないが、親子とも学校状況がわかって、ほっとして帰れたのは良かった。
- 警察署の対応が比較的良かった。**警察署間の連携が比較的取れていると感じた。**
- 受診の時に診察室に入らせてもらった。施設では、あまり気持ちの話をしないだが、医師には怖い夢を見ることや、一人のときは気持ちが沈んで、嫌なことばかり思い出すなどの話をしているのを聞き、関わり方について考えさせられた。**医師からは「本人は病院でカウンセリングも受けているので、心の話と生活の話をうまく使い分けているのだと思う」と言われたので、安心した。**同行しないとわからないことだったと思う。

3 2016（平成 28）年度 集計結果と考察

① 総合集計：日本人被害者+外国籍被害者

◆件数 529 件 （日本人被害者 265 件 外国籍被害者 264 件）

◆項目

- （１）同行回数について
- （２）同行した当事者に子どもはいるか
- （３）同行時に同伴した子どもの数について
- （４）同行される人の年代について
- （５）紹介者について
- （６）同行支援員の人数について
- （７）緊急度について
- （８）危険度について
- （９）医療ケアの必要性について
- （１０）当事者の居住形態について
- （１１）暴力の行為者について
- （１２）暴力の種類について
- （１３）婚姻形態について
- （１４）同行先について
- （１５）外国籍の当事者の割合について

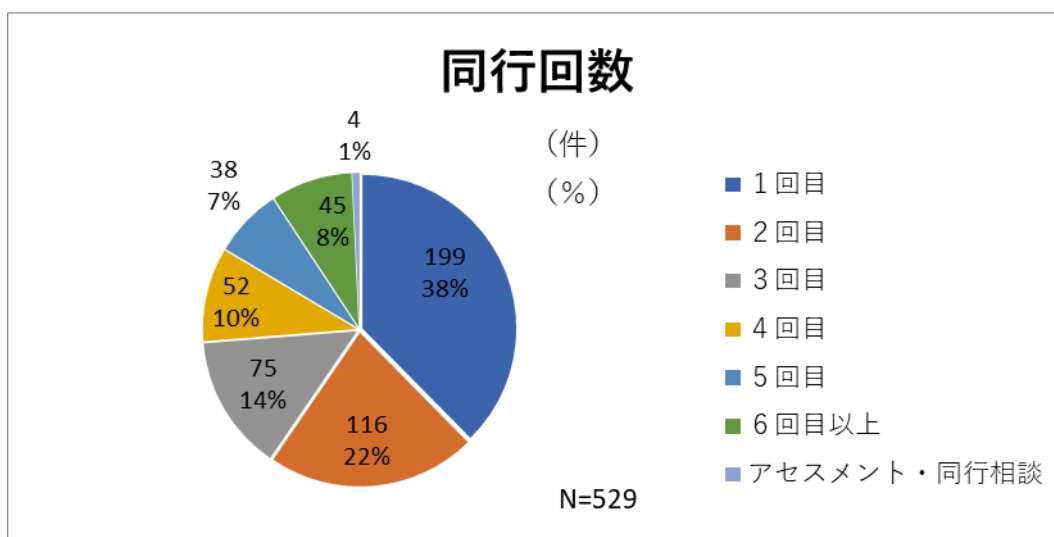
◆結果

(1) 同行回数について

表Ⅲ-1 平成28年度 同行回数

同行回数	度数	パーセント
1回目	199	37.6
2回目	116	21.9
3回目	75	14.2
4回目	52	9.8
5回目	38	7.2
6回目以上	45	8.5
アセスメント・同行相談	4	.8
合計	529	100.0

図Ⅲ-1 平成28年度 同行回数



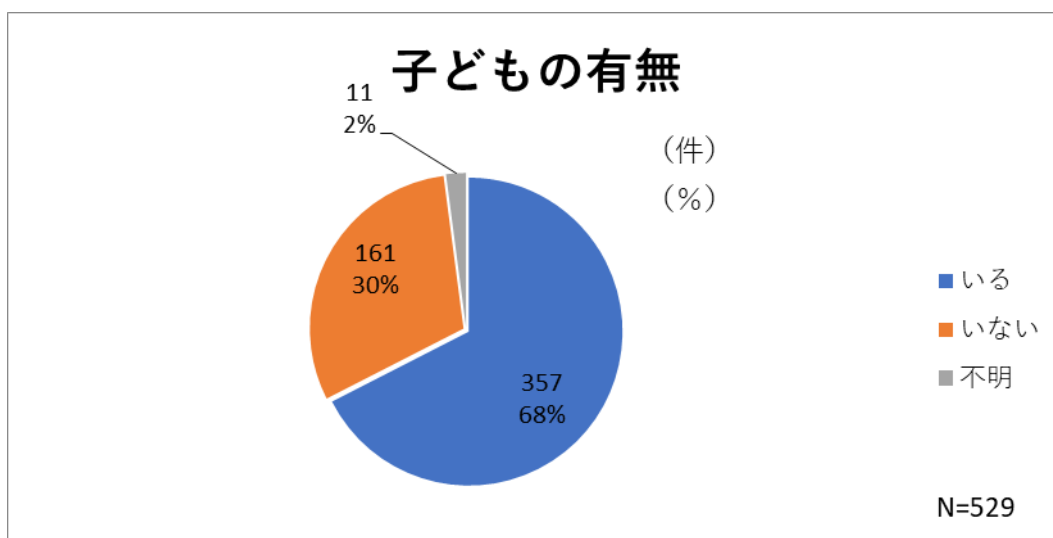
- ・「1回目」が多く、38%をしえた。
- ・同行は原則5回としているが、必要に応じて受けている。「5回目」が7%、選択肢はなかったものの、「6回目」以上とテキスト記入されていたものが9%と、5回目以上を合わせて16%となっている。複数回の同行支援のニーズがあるといえる。

(2) 同行した当事者に子どもはいるか

表Ⅲ・2 平成 28 年度 子どもの有無

子どもの有無	度数	パーセント	度数	パーセント
いる	357	67.5	357	68.9
いない	161	30.4	161	31.1
不明	11	2.1		
合計	529	100.0	518	100.0

図Ⅲ・2 平成 28 年度 子どもの有無



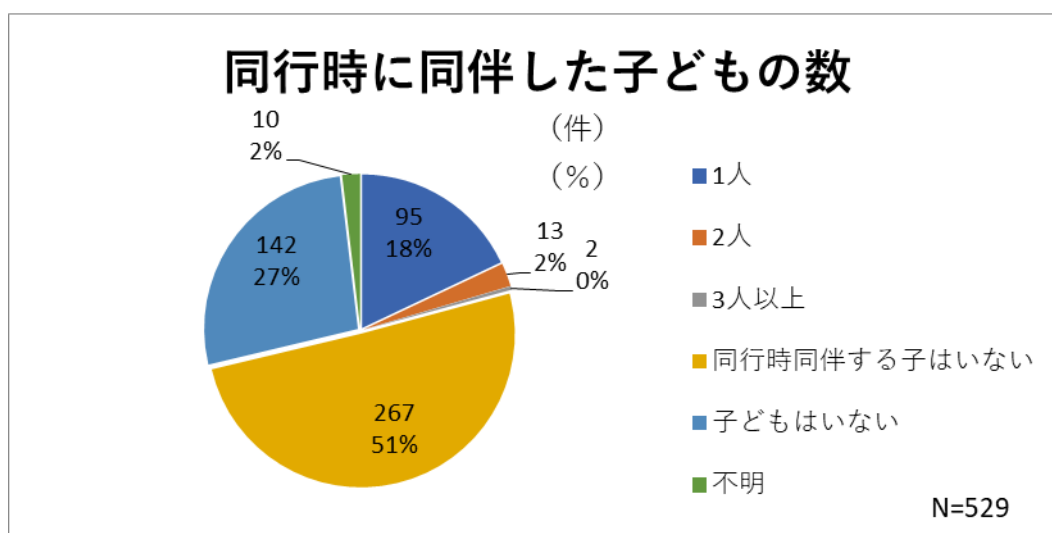
・ 7 割近くの当事者に子どもがいる。

(3) 同行時に同伴した子どもの数について

表Ⅲ-3 平成28年度 同行時に同伴した子どもの数

同行時同伴した子どもの数	度数	パーセント	度数	パーセント
1人	95	18.0	95	25.2
2人	13	2.5	13	3.4
3人以上	2	0.4	2	0.5
同行時同伴する子はいない	267	50.5	267	70.8
子どもはいない	142	26.8		
不明	10	1.9		
合計	529	100.0	377	100.0

図Ⅲ-3 平成28年度 同行時に同伴した子どもの数



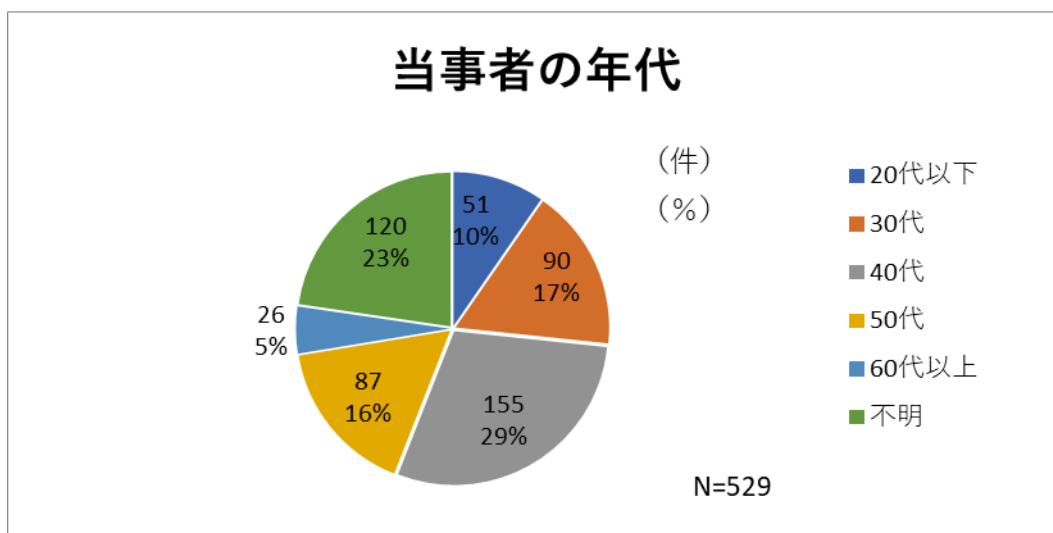
- ・ 同行時に子どもを同伴したのは21%で、うち、約9割は同伴した子どもは1人だった。
- ・ この約2割は子どもを同行しなくてはならない人たちで、同行支援での子どもの見守りは必須であるといえる。
- ・ 7割近くの当事者に子どもがいたものの、その8割は子どもを同伴しなかった。同行時に子どもの託児サービスが利用できていると推測される。

(4) 同行される人の年代について

表Ⅲ-4 平成 28 年度 当事者の年代

年代	度数	パーセント	度数	パーセント
20代以下	51	9.6	51	12.5
30代	90	17.0	90	22.0
40代	155	29.3	155	37.9
50代	87	16.4	87	21.3
60代以上	26	4.9	26	6.4
不明	120	22.7		
合計	529	100.0	409	100.0

図Ⅲ-4 平成 28 年度 当事者の年代



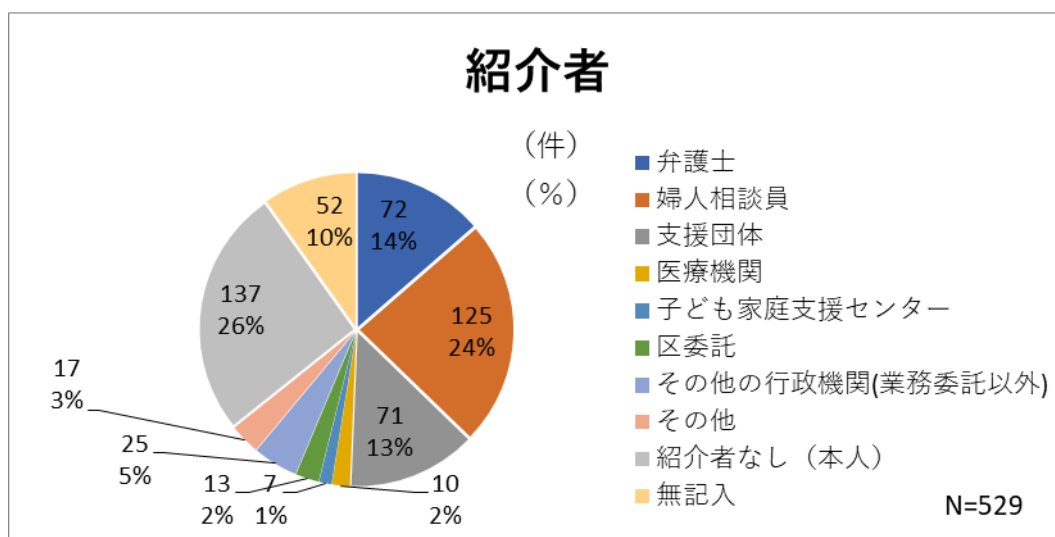
- ・ 40代がもっとも多く、不明を除き、当事者の年代がわかっているケースの 38%を占めている。次いで、30代、50代の順となっている。
- ・ 2015（平成 27）年度に 16%だった 20代以下は、2016（平成 28）年度も 13%と 1割を超えている。
- ・ 50代の割合は、2015（平成 27）年度で 4%、2016（平成 28）年度も 6%と、5%前後で推移している。

(5) 紹介者について

表Ⅲ-5 平成 28 年度 紹介者

紹介者	度数	パーセント	度数	パーセント
弁護士	72	13.6	72	21.2
婦人相談員	125	23.6	125	36.8
支援団体	71	13.4	71	20.9
医療機関	10	1.9	10	2.9
子ども家庭支援センター	7	1.3	7	2.1
区委託	13	2.5	13	3.8
その他の行政機関(業務委託以外)	25	4.7	25	7.4
その他	17	3.2	17	5.0
紹介者なし（本人）	137	25.9		
無記入	52	9.8		
合計	529	100.0	340	100.0

図Ⅲ-5 平成 28 年度 紹介者



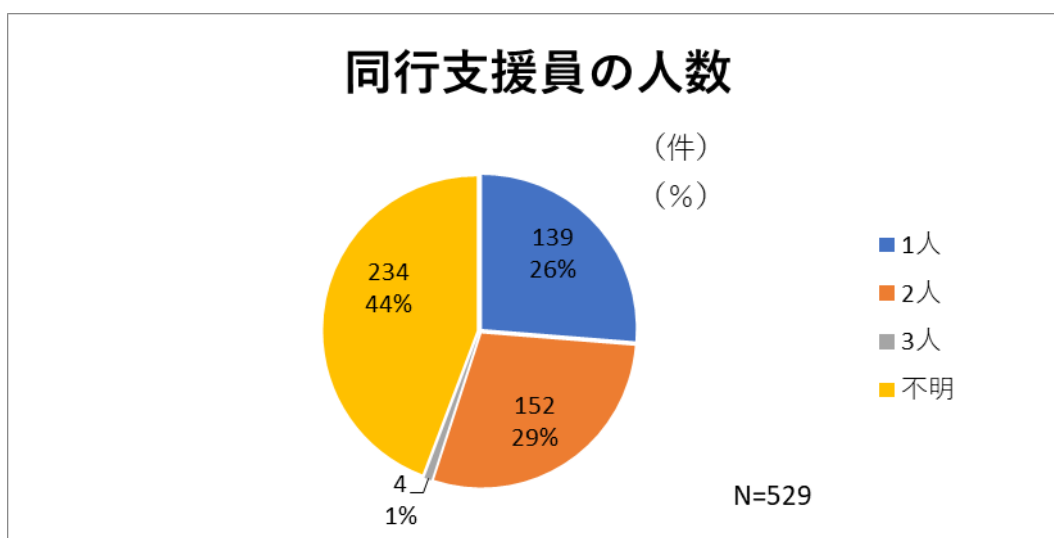
- ・紹介者のない当事者の申し込みがもっとも多く、全体の 36% がそれに当たると考えられる（「紹介者なし（本人）」および「無記入」）。
- ・紹介がある 340 件のうち、「婦人相談員」からの紹介（37%）がもっとも多く、次いで「弁護士」（21%）と「支援団体」（21%）からとなっている。

(6) 同行支援員の人数について

表Ⅲ-6 平成 28 年度 同行支援員の人数

同行支援員の人数	度数	パーセント	度数	パーセント
1人	139	26.3	139	47.1
2人	152	28.7	152	51.5
3人	4	0.8	4	1.4
不明	234	44.2		
合計	529	100.0	295	100.0

図Ⅲ-6 平成 28 年度 同行支援員の人数



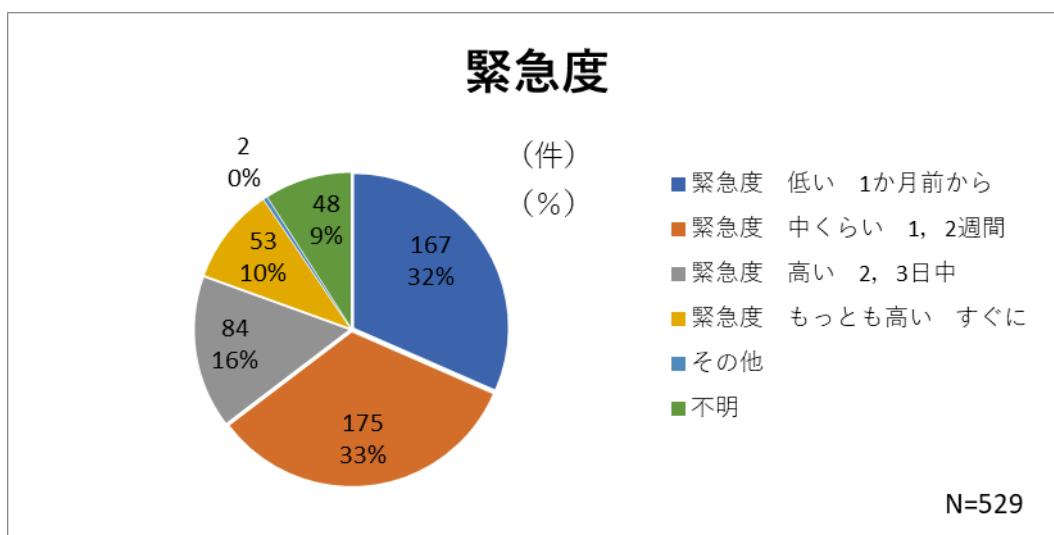
- ・ 外国籍については、データが取れていない。
- ・ 同行支援員は、1 人の場合と 2 人の場合がおおよそ半々である。
- ・ 子どもの同伴があつて、危険度が高い場合は、最低でも支援員 2 人で対応している。

(7) 緊急度について

表Ⅲ-7 平成 28 年度 緊急度

緊急度	度数	パーセント	度数	パーセント
緊急度 低い 1か月前から	167	31.6	167	34.7
緊急度 中くらい 1, 2週間	175	33.1	175	36.4
緊急度 高い 2, 3日中	84	15.9	84	17.5
緊急度 もっとも高い すぐに	53	10.0	53	11.0
その他	2	0.4	2	0.4
不明	48	9.1		
合計	529	100.0	481	100.0

図Ⅲ-7 平成 28 年度 緊急度



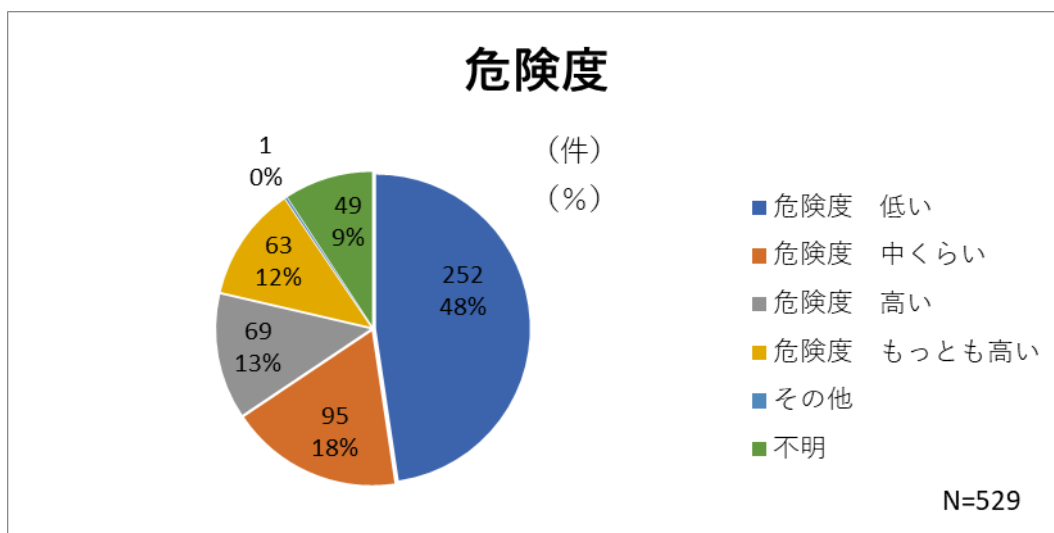
- ・ もっとも割合が高かったのは緊急度「中程度 1、2 週間」、次いで、「低い 1 か月前」であった。この 2 つで 7 割を占める（いずれも不明を除く）。
- ・ 緊急度「もっとも高い すぐに」が全体の約 1 割、件数にして 53 件は、1 週間に 1 日のペースで「すぐに」対応が求められるケースがあったといえる。

(8) 危険度について

表Ⅲ-8 平成 28 年度 危険度

危険度	度数	パーセント	度数	パーセント
危険度 低い	252	47.6	252	52.5
危険度 中くらい	95	18.0	95	19.8
危険度 高い	69	13.0	69	14.4
危険度 もっとも高い	63	11.9	63	13.1
その他	1	0.2	1	0.2
不明	49	9.3		
合計	529	100.0	480	100.0

図Ⅲ-8 平成 28 年度 危険度



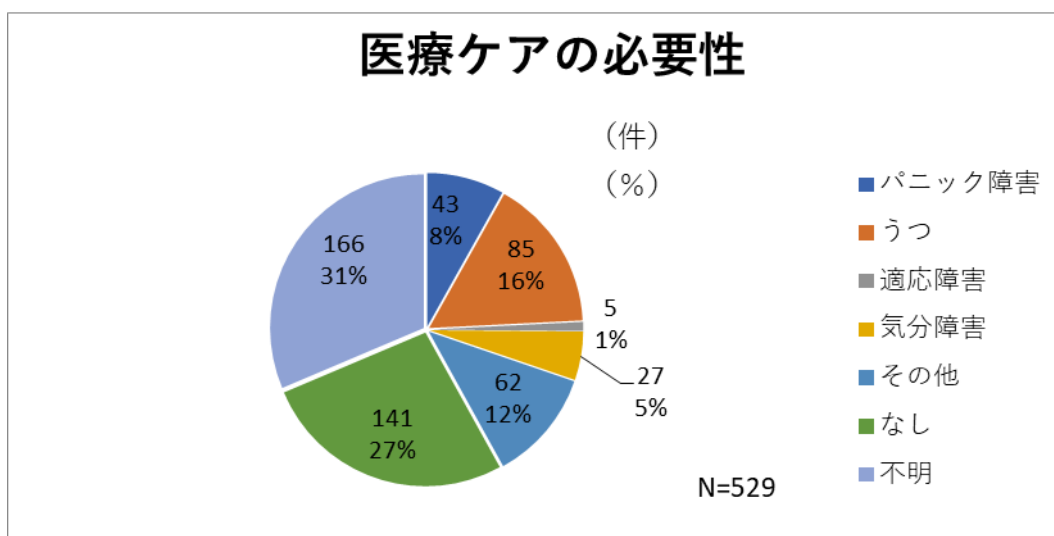
- ・危険度が「低い」割合が約半数だが、危険度が「高い」以上の件数も全体の 4 分の 1 を超えており、「もっとも高い」も 1 割以上であった。
- ・2015（平成 27）年度は、不明を除いて危険度がわかっているケースの 26%が、危険度「高い」もしくは「もっとも高い」状況であった。2016（平成 28）年は 28%であり、危険度の割合が「高い」以上のケースは全体の 4 分の 1 強で推移している。
- ・危険度については、加害者やその親族・知り合いからの追跡の有無などから支援員が判断している。

(9) 医療ケアの必要性について

表Ⅲ-9 平成 28 年度 医療ケアの必要性

医療ケアの必要性	度数	パーセント	度数	パーセント
パニック障害	43	8.1	43	11.8
うつ	85	16.1	85	23.4
適応障害	5	.9	5	1.4
気分障害	27	5.1	27	7.4
その他	62	11.7	62	17.1
なし	141	26.7	141	38.8
不明	166	31.4		
合計	529	100.0	363	100.0

図Ⅲ-9 平成 28 年度 医療ケアの必要性



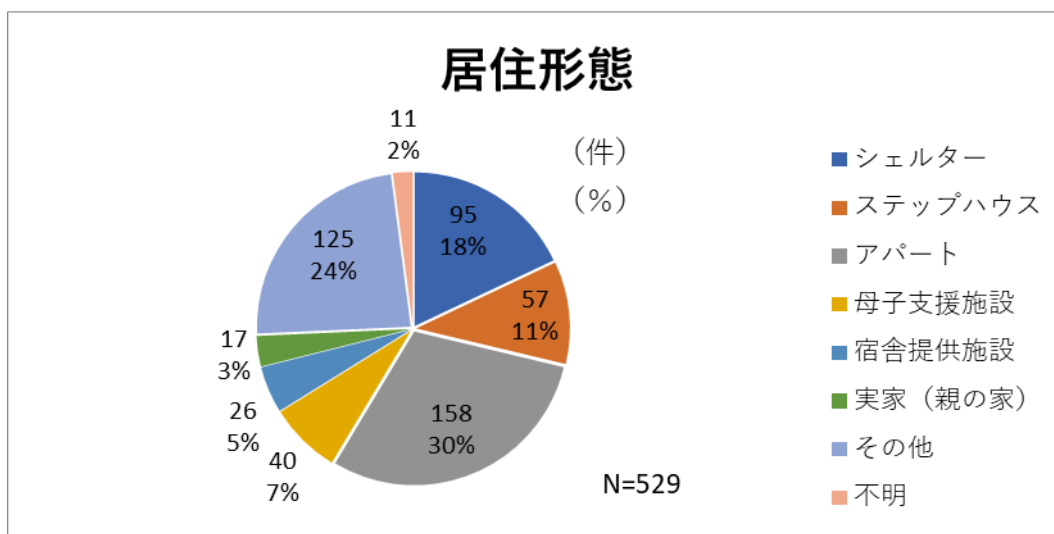
- ・いくつかの症状が複合的に現れているが、単一回答扱いで集計した。
- ・当事者本人から医療的ケアを受けているかどうかを聞いて回答している。
- ・不明を除くと、医療的ケアが必要な人は6割以上。そのうち「うつ」がもっとも多い。

(10) 当事者の居住形態について

表Ⅲ-10 平成 28 年度 当事者の居住形態

居住形態	度数	パーセント	度数	パーセント
シェルター	95	18.0	95	18.3
ステップハウス	57	10.8	57	11.0
アパート	158	29.9	158	30.5
母子支援施設	40	7.6	40	7.7
宿舎提供施設	26	4.9	26	5.0
実家（親の家）	17	3.2	17	3.3
その他	125	23.6	125	24.1
不明	11	2.1		
合計	529	100.0	518	100.0

図Ⅲ-10 平成 28 年度 当事者の居住形態



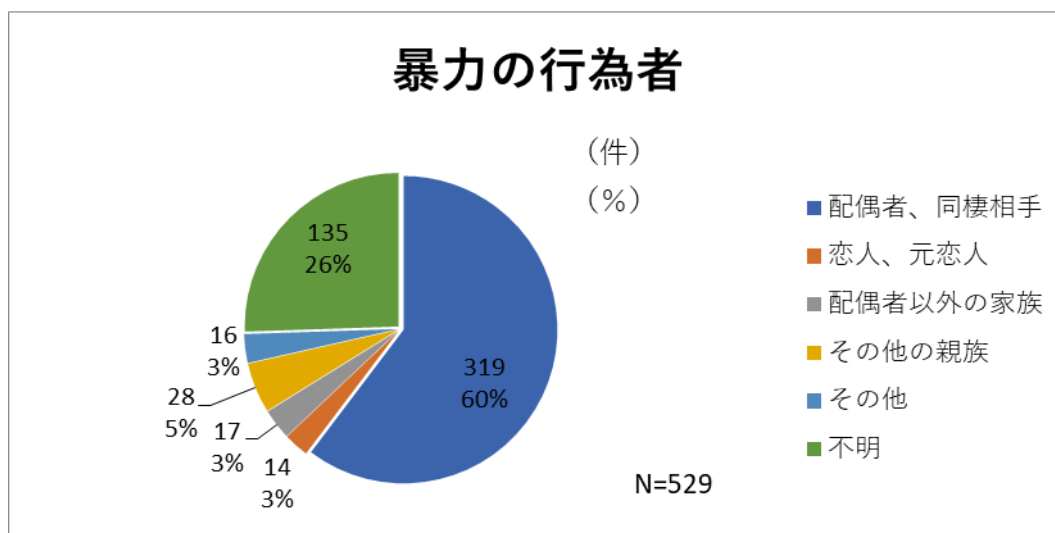
・アパート居住が 31%と最も多い。他方、支援施設を見ると、「シェルター」や「ステップハウス」、「母子支援施設」を合わせて 37%となり、「シェルター」（18%）、「ステップハウス」（11%）、「母子支援施設」（8%）の順に多かった（いずれも不明を除く）。この順位は 2015（平成 27）年度と同じであり、同様の傾向が続いているといえる。

(11) 暴力の行為者について

表Ⅲ-11 平成 28 年度 暴力の行為者

暴力の行為者	度数	パーセント	度数	パーセント
配偶者、同棲相手	319	60.3	319	81.0
恋人、元恋人	14	2.6	14	3.6
配偶者以外の家族	17	3.2	17	4.3
その他の親族	28	5.3	28	7.1
その他	16	3.0	16	4.1
不明	135	25.5		
合計	529	100.0	394	100.0

図Ⅲ-11 平成 28 年度 暴力の行為者



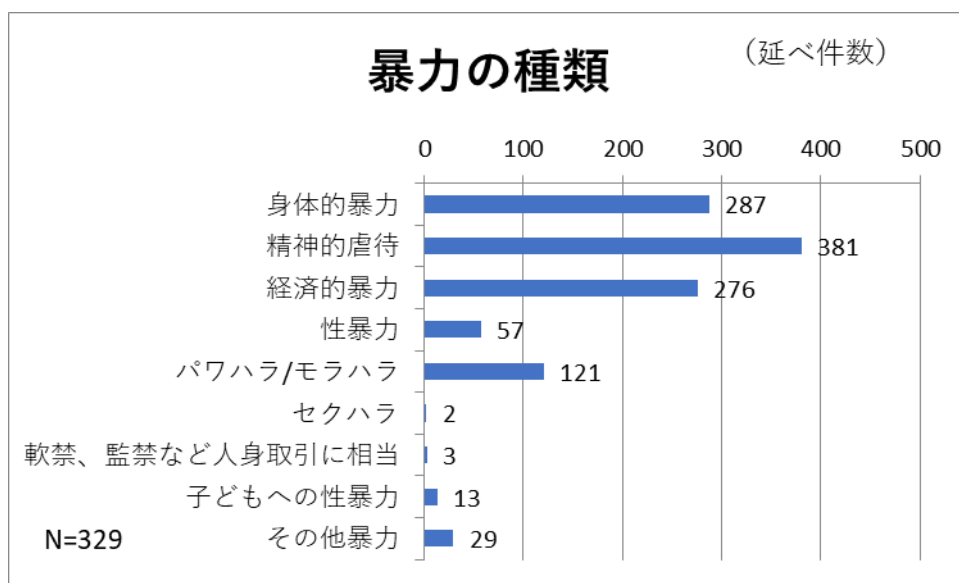
- ・暴力の行為者は、81%が配偶者、同棲相手、もしくは元配偶者（恋人、元恋人）であった。2015（平成 27）年度は、暴力の行為者の約 7 割は配偶者、同棲相手、もしくは元配偶者だったので、配偶者、同棲相手、元配偶者による暴力が 7～8 割を占めているといえる（いずれも不明を除く）。
- ・「その他の親族」の割合は、2015（平成 27）年度は 2%、2016（平成 2 年 8）度も 7%あった。（複数の場合、先に挙げられた選択肢の単一回答扱いとしている。）

(12) 暴力の種類について

表Ⅲ-12 平成 28 年度 暴力の種類（複数回答可）

暴力種類	延べ件数	パーセント	延べ件数	パーセント
身体的暴力	287	54.3	287	73.2
精神的虐待	381	72.0	381	97.2
経済的暴力	276	52.2	276	70.4
性暴力	57	10.8	57	14.5
パワハラ/モラハラ	121	22.9	121	30.9
セクハラ	2	0.4	2	0.5
軟禁、監禁など人身取引に相当	3	0.6	3	0.8
子どもへの性暴力	13	2.5	13	3.3
その他暴力	29	5.5	29	7.4
不明	137	25.9		
合計	529	100.0	392	100.0

図Ⅲ-12 平成 28 年度 暴力の種類（複数回答可）



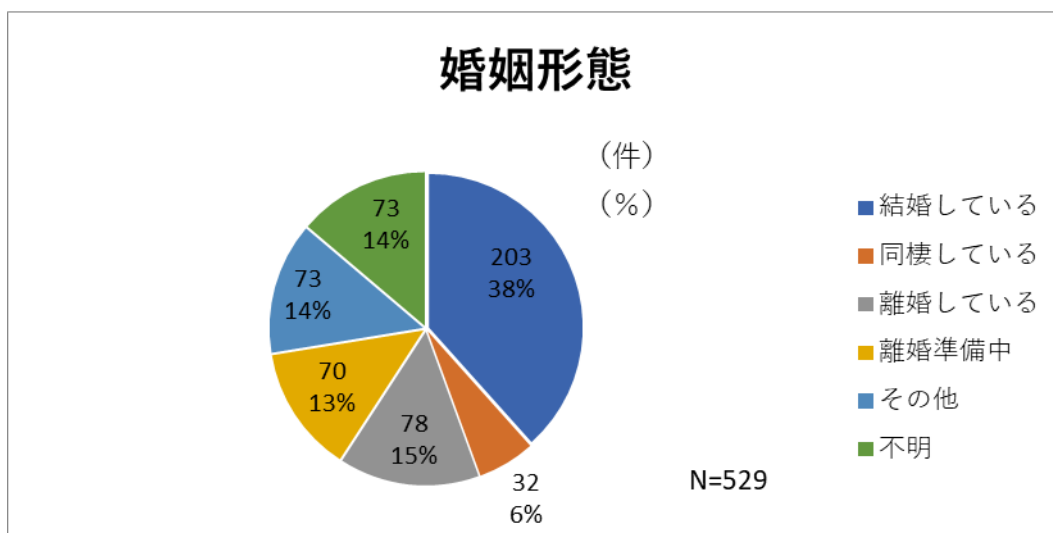
- ・ 複数回答可。種類の異なる暴力が複合的に行われているケースも多い。
- ・ 不明なケースを除くと、全体の 97%ものケースにおいて、「精神的虐待」があった。「身体的暴力」(87%)、「経済的暴力」(84%)、「パワハラ/モラハラ」(37%)という被害状況は、2015（平成 27）年度の「精神的虐待」(92%)、「身体的暴力」(73%)、「経済的暴力」(63%)、「パワハラ/モラハラ」(45%)と概ね同じ傾向である。

(13) 婚姻形態について

表Ⅲ-13 平成 28 年度 婚姻形態

婚姻形態	度数	パーセント	度数	パーセント
結婚している	203	38.4	203	44.5
同棲している	32	6.0	32	6.0
離婚している	78	14.7	78	14.7
離婚準備中	70	13.2	70	13.2
その他	73	13.8	73	13.8
不明	73	13.8		
合計	529	100.0	456	100.0

図Ⅲ-13 平成 28 年度 婚姻形態



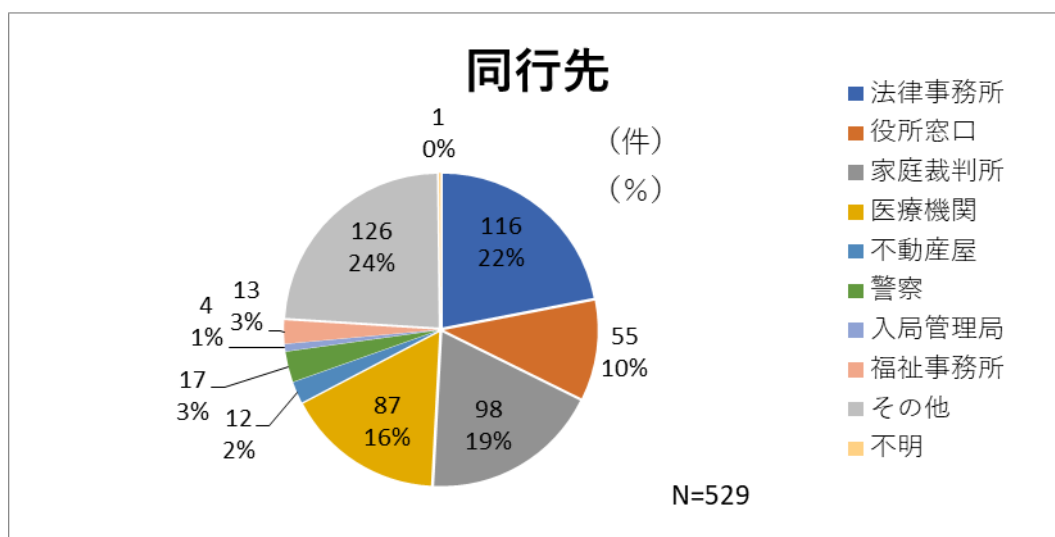
- ・ 不明を除くと、「結婚している」は 45%、「離婚している」(15%) と「離婚準備中」(13%) と続く。
- ・ 2015 (平成 27) 年度も、不明を除くと、もっとも多かったのが「結婚している」(43%) であり、「離婚している」(24%) と「離婚準備中」(25%) がほぼ同率であった。傾向は変わっていない。

(14) 同行先について

表Ⅲ-14 平成 28 年度 同行先

同行先	度数	パーセント	度数	パーセント
夫婦・家族間の係争に係る法律相談のための法テラス・法律事務所	116	21.9	116	22.0
区役所、市役所の窓口	55	10.4	55	10.4
調停・裁判・面会交流等のための家庭裁判所	98	18.5	98	18.6
診療・検査等のための医療機関	87	16.4	87	16.5
転居に係る物件探し等のための不動産屋	12	2.3	12	2.3
DV相談等のための警察	17	3.2	17	3.2
在留資格取得等のための入国管理局	4	0.8	4	0.8
生活相談、生活保護申請等のための福祉事務所	13	2.5	13	2.5
その他	126	23.8	126	23.9
不明	1	0.2		
合計	529	100.0	528	100.0

図Ⅲ-14 平成 28 年度 同行先



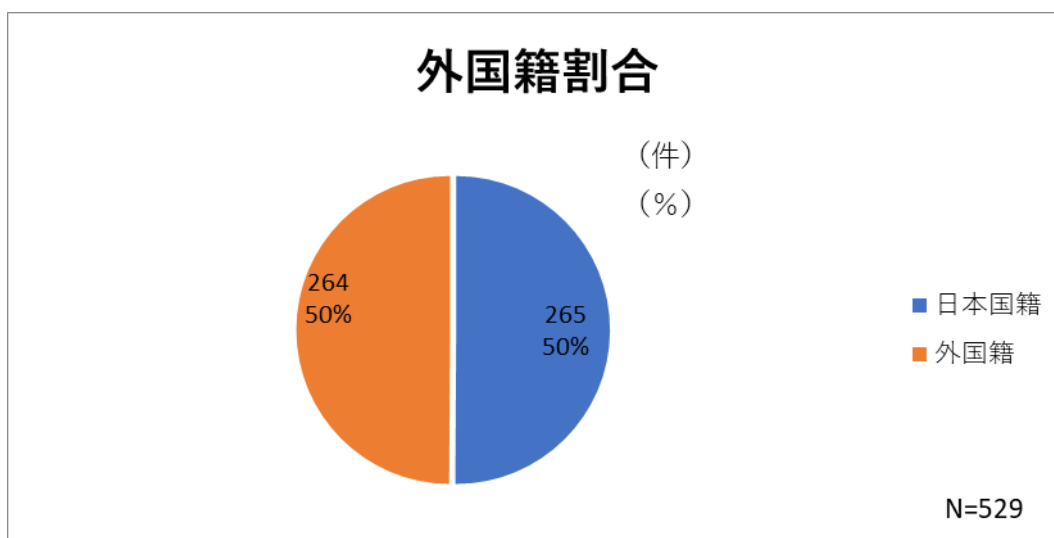
- ・ 同行先は法律事務所等（22%）、家庭裁判所等（19%）、医療機関（17%）の順に多かった。
- ・ 2015（平成 27）年度が、法律事務所等（23%）、家庭裁判所等（17%）、区役所・市役所（15%）、不動産屋等（15%）、医療機関（12%）であったことと比較すると、2016（平成 28）年度は、医療機関の割合が若干高まり、順位が上がった。

(15) 当事者における外国籍の割合について

表Ⅲ-15 平成 28 年度 外国籍の割合

外国籍の割合	度数	パーセント
日本国籍	265	50.1
外国籍	264	49.9
合計	529	100.0

図Ⅲ-15 平成 28 年度 外国籍の割合



・約半数のケースにおいて、当事者は外国籍であった。

②外国籍被害者集計

◆件数 264 件

◆項目

- (1) 国籍について
- (2) 日本語以外の言語について
- (3) 同行回数について
- (4) 同行した当事者に子どもはいるか
- (5) 同行時に同伴した子どもの数について
- (6) 同行される人の年代について
- (7) 紹介者について
- (8) 緊急度について
- (9) 危険度について
- (10) 医療ケアの必要性について
- (11) 当事者の居住形態について
- (12) 暴力の行為者について
- (13) 暴力の種類について
- (14) 婚姻形態について
- (15) 同行先について

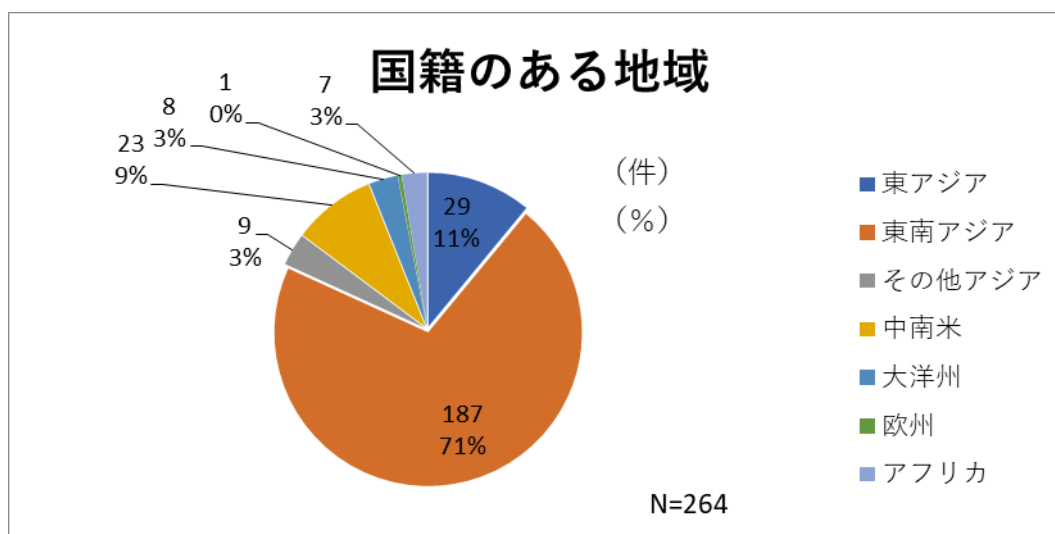
◆結果

(1) 国籍について

表IV-1 平成 28 年度外国籍 国籍のある地域

国籍のある地域	度数	パーセント
東アジア	29	11.0
東南アジア	187	70.8
その他アジア	9	3.4
中南米	23	8.7
大洋州	8	3.0
欧州	1	0.4
アフリカ	7	2.7
合計	264	100.0

図IV-1 平成 28 年度外国籍 国籍のある地域



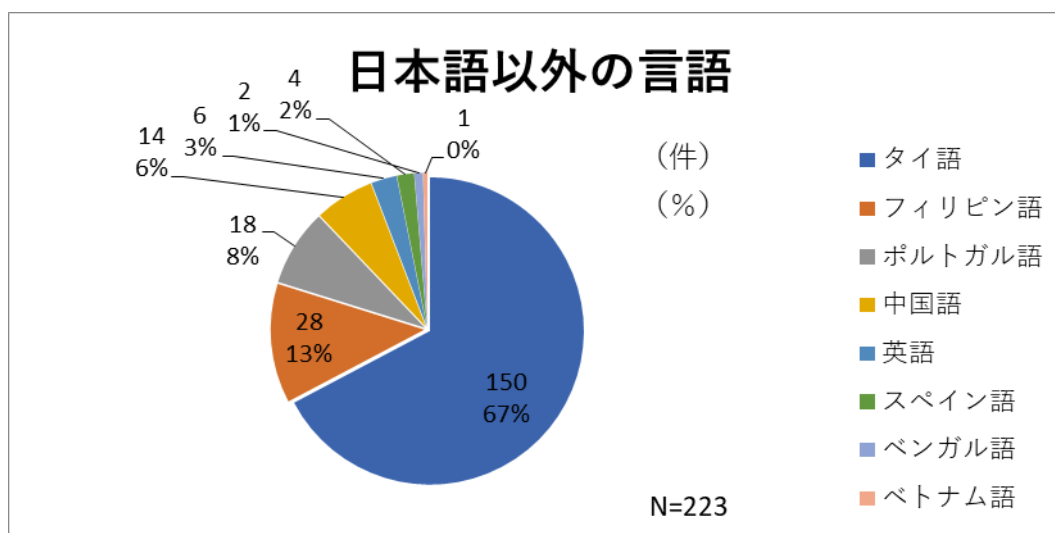
- ・地域別にみると、東南アジアが 7 割以上を占めた。次いで東アジア、中南米の順であった。
- ・国籍別に見ると、タイが半数以上 (57%) を占めていた。次にフィリピン (13%)、中国 (11%)、ブラジル (8%) と続く。
- ・2015 (平成 27) 年度と比べて、オセアニア、南アジアの国籍が増えた。

(2) 日本語以外の言語について

表IV-2 平成 28 年度外国籍 日本語以外の言語

日本語以外の言語	度数	パーセント
タイ語	150	67.3
フィリピン語	28	12.6
ポルトガル語	18	8.1
中国語	14	6.3
英語	6	2.7
スペイン語	4	1.8
ベンガル語	2	0.9
ベトナム語	1	0.4
合計	223	100.0

図IV-2 平成 28 年度外国籍 日本語以外の言語



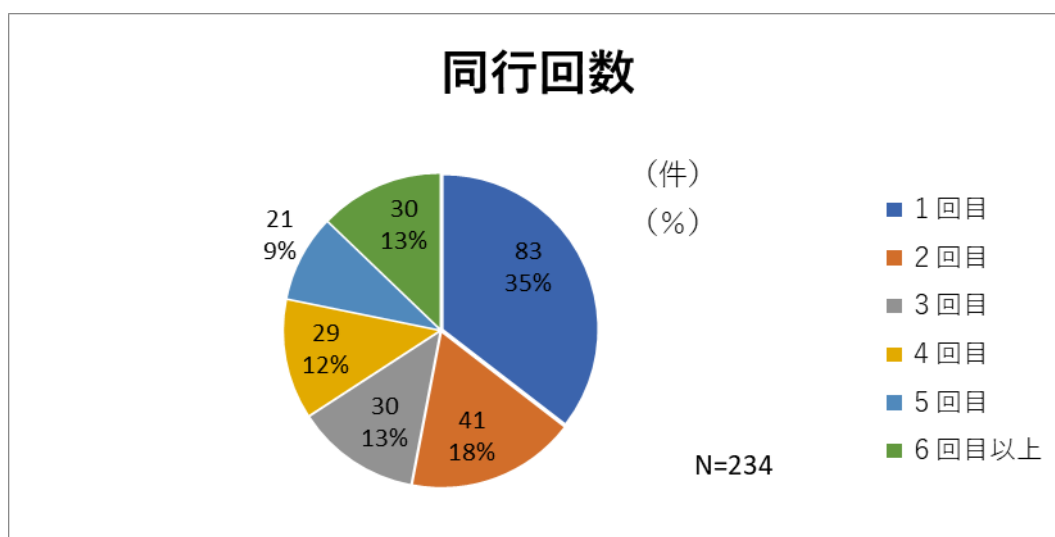
- ・ 日本語以外の言語で対応したケースのうち、7 割弱がタイ語であった。
- ・ 同行支援をしている連携民間支援団体内の支援者で通訳できる言語がタイ語、タガログ語の順に多いことが反映されていると考えられる。

(3) 同行回数について

表Ⅳ-3 平成 28 年度外国籍 同行回数

同行回数	度数	パーセント
1 回目	83	35.5
2 回目	41	17.5
3 回目	30	12.8
4 回目	29	12.4
5 回目	21	9.0
6 回目以上	30	12.8
合計	234	100.0

図Ⅳ-3 平成 28 年度外国籍 同行回数



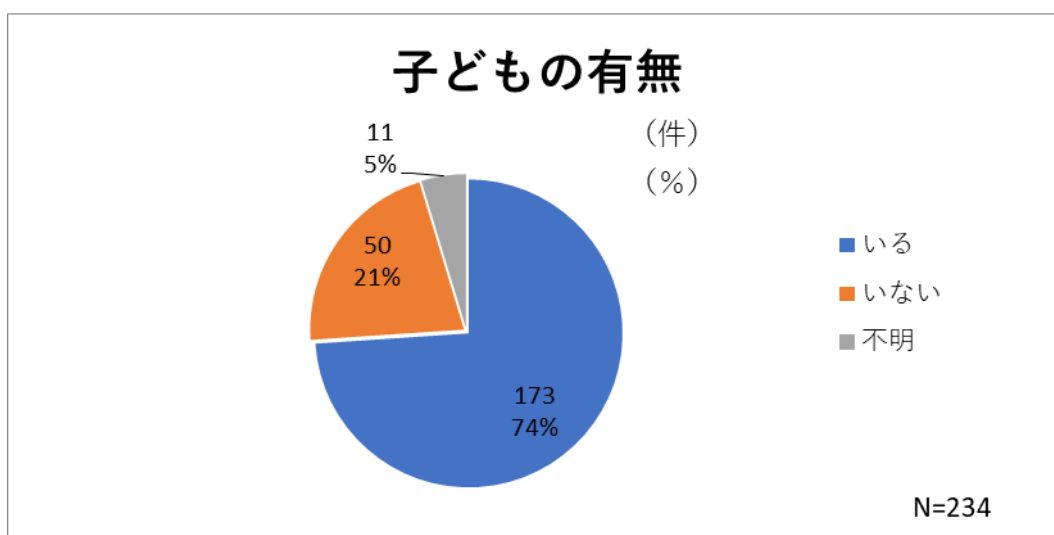
- ・ 1 回目がもっとも多く 36%、次いで 2 回目、3 回目の順であった。
- ・ 全体では 5 回目以上の同行が 16%であった。それに対して外国籍は 22%と、外国籍の方が複数回の継続的な同行の割合が高く、継続した同行支援が必要であることがわかる。

(4) 同行した当事者に子どもはいるか

表IV-4 平成 28 年度外国籍 子どもの有無

子どもの有無	度数	パーセント	度数	パーセント
いる	173	73.9	173	77.6
いない	50	21.4	50	22.4
不明	11	4.7		
合計	234	100.0	223	100.0

図IV-4 平成 28 年度外国籍 子どもの有無



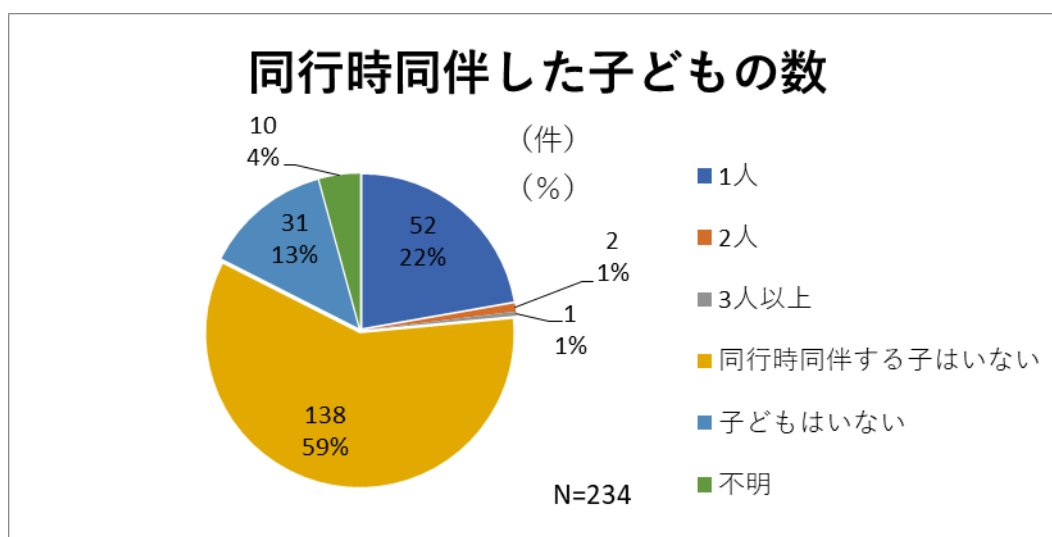
- ・ 同行を依頼した外国籍の当事者の 8 割近くに子どもがいる。

(5) 同行時に同伴した子どもの数について

表IV-5 平成 28 年度外国籍 同行時に同伴した子どもの数

同行時同伴した子どもの数	度数	パーセント	度数	パーセント
1人	52	22.2	52	26.9
2人	2	0.9	2	1.0
3人以上	1	0.4	1	0.5
同行時同伴する子はいない	138	59.0	138	71.5
子どもはいない	31	13.2		
不明	10	4.3		
合計	234	100.0	193	100.0

図IV-5 平成 28 年度外国籍 同行時に同伴した子どもの数



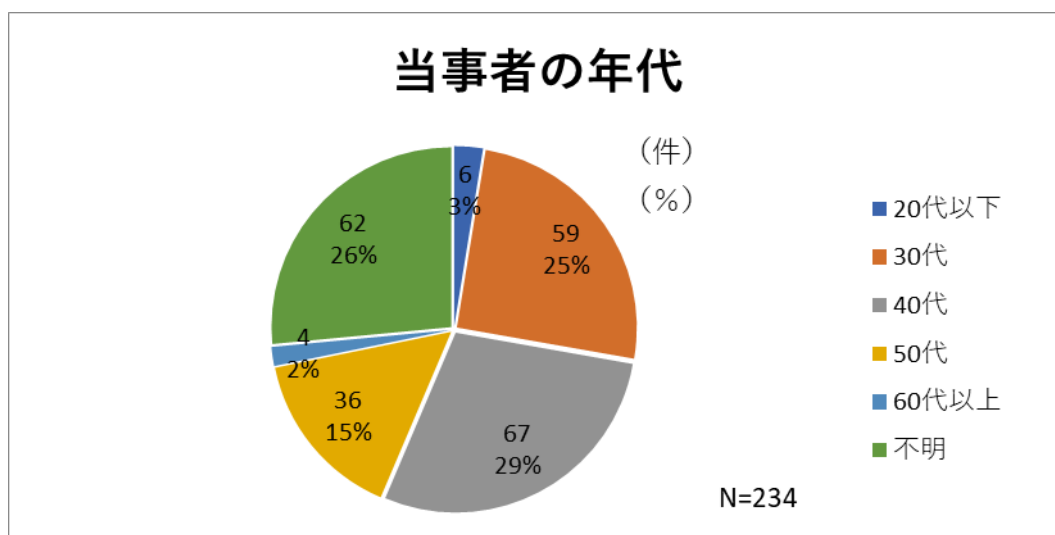
- ・ 子どもがいても同行時には子どもを同伴しないケースが多く、7割以上である。
- ・ 同行時に子どもを同伴したケースのうち、97%のケースで同伴の子どもは1人であった。これは日本人の当事者と同傾向を示している。

(6) 同行される人の年代について

表IV-6 平成 28 年度外国籍 当事者の年代

年代	度数	パーセント	度数	パーセント
20代以下	6	2.6	6	3.5
30代	59	25.2	59	34.3
40代	67	28.6	67	39.0
50代	36	15.4	36	20.9
60代以上	4	1.7	4	2.3
不明	62	26.5		
合計	234	100.0	172	100.0

図IV-6 平成 28 年度外国籍 当事者の年代



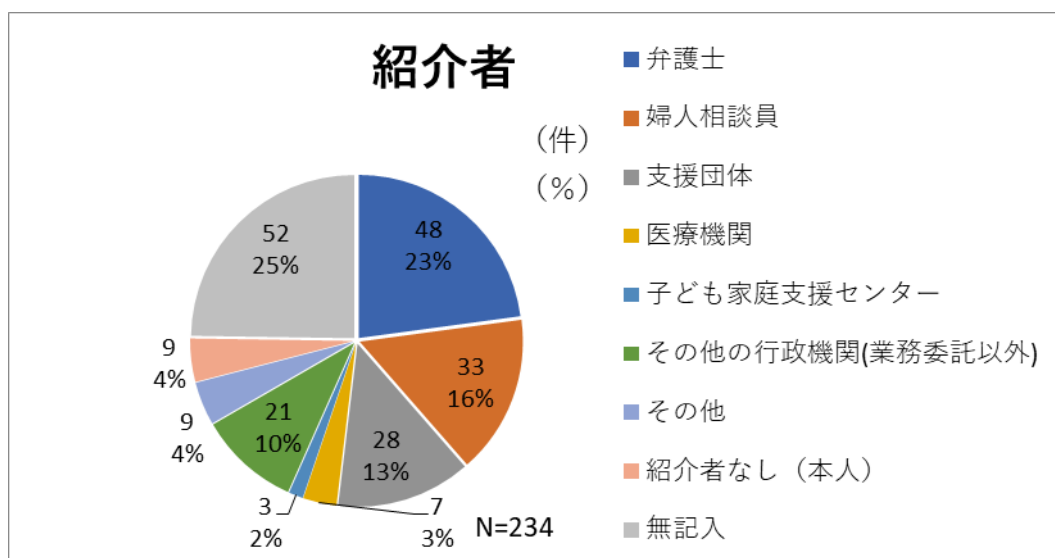
- ・ 40代がもっとも多く、次いで30代、50代となっている。不明なケースを除くと、30代と40代の当事者で7割を超えた。
- ・ 40代がもっとも多いのは日本人の傾向と同じであった。

(7) 紹介者について

表IV-7 平成 28 年度外国籍 紹介者

紹介者	度数	パーセント	度数	パーセント
弁護士	48	20.5	48	27.7
婦人相談員	33	14.1	33	19.1
支援団体	28	12.0	28	16.2
医療機関	7	3.0	7	4.0
子ども家庭支援センター	3	1.3	3	1.7
その他の行政機関(業務委託以外)	21	9.0	21	12.1
その他	9	3.8	9	5.2
紹介者なし（本人）	9	3.8		
無記入	52	22.2		
合計	234	100.0	173	100.0

図IV-7 平成 28 年度外国籍 紹介者



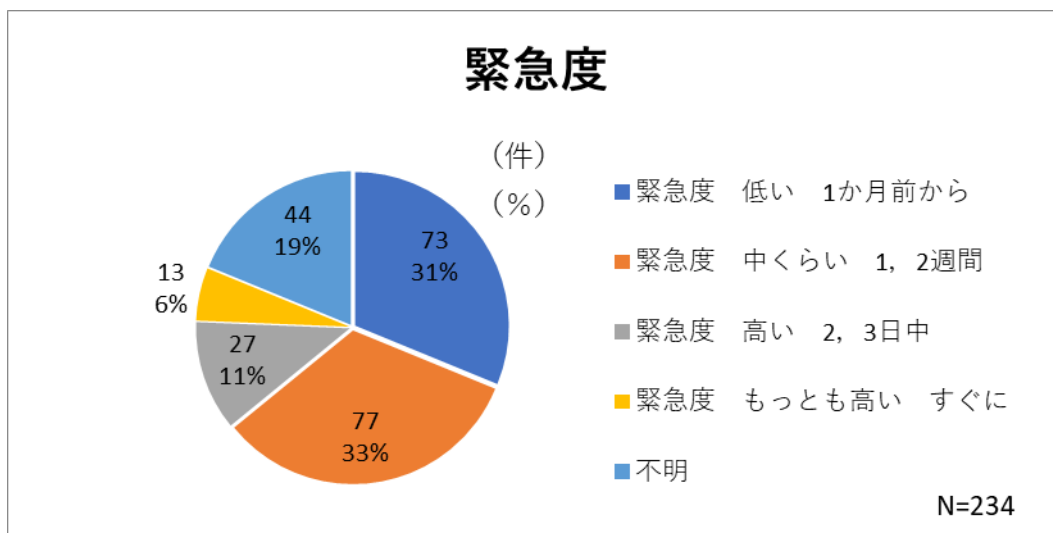
・外国籍の場合、当事者自身からの申込みは全体の 26%と考えられる（「紹介者なし（本人）」および「無記入」）。同行支援の紹介があったケースの中では、「弁護士」からがもっとも多く 28%、次いで、「婦人相談員」（19%）の順となっている。

(8) 緊急度について

表IV-8 平成 28 年度外国籍 緊急度

緊急度	度数	パーセント	度数	パーセント
緊急度 低い 1か月前から	73	31.2	73	38.4
緊急度 中くらい 1, 2週間	77	32.9	77	40.5
緊急度 高い 2, 3日中	27	11.5	27	14.2
緊急度 もっとも高い すぐに	13	5.6	13	6.8
不明	44	18.8		
合計	234	100.0	190	100.0

図IV-8 平成 28 年度外国籍 緊急度



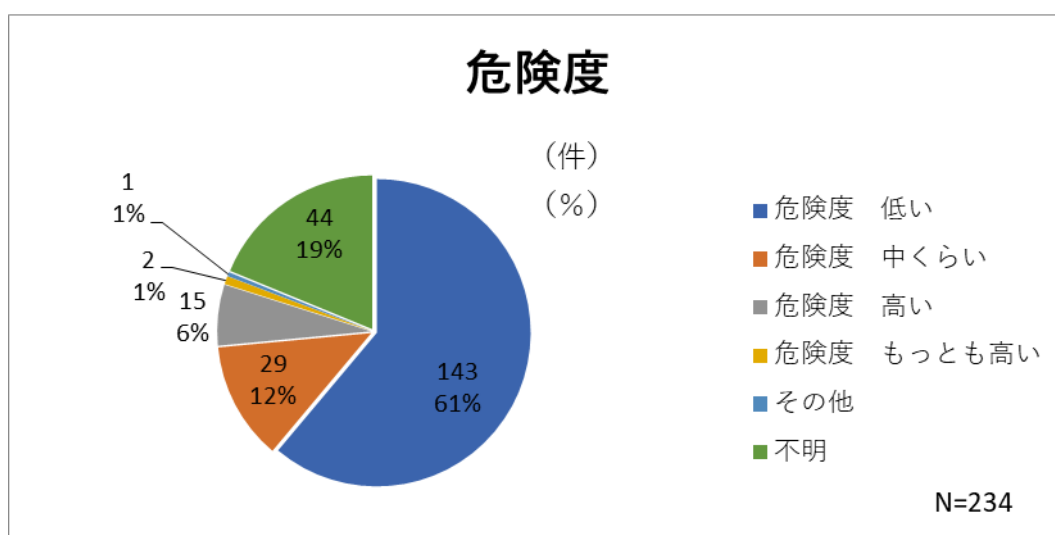
- ・緊急度は「中くらい」、「低い」の順に多く、この両者で全体の約 8 割を占めた。
- ・緊急度が「高い」と「もっとも高い」を合わせると、全体の 2 割であった（いずれも不明を除く）。

(9) 危険度について

表IV-9 平成 28 年度外国籍 危険度

危険度	度数	パーセント	度数	パーセント
危険度 低い	143	61.1	143	75.3
危険度 中くらい	29	12.4	29	15.3
危険度 高い	15	6.4	15	7.9
危険度 もっとも高い	2	0.9	2	1.1
その他	1	0.4	1	0.5
不明	44	18.8		
合計	234	100.0	190	100.0

図IV-9 平成 28 年度外国籍 危険度



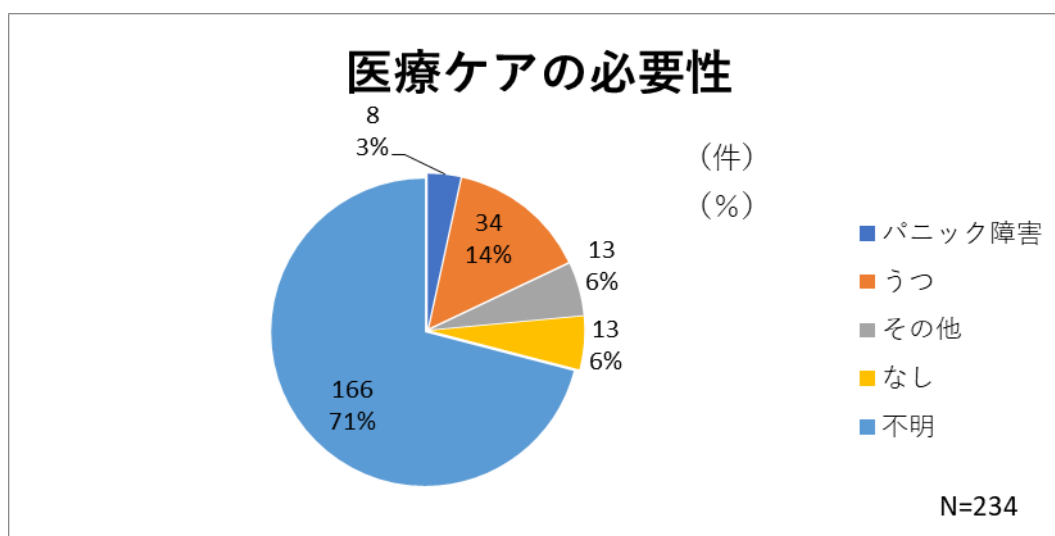
- ・外国籍では、危険度「低い」がもっとも多く 75%を占めた。「低い」と「中くらい」を合わせると、9 割以上である。逆に、危険度が「高い」、「もっとも高い」を合わせると 9%であった（いずれも不明を除く）。

(10) 医療ケアの必要性について

表IV-10 平成 28 年度外国籍 医療ケアの必要性

医療ケアの必要性	度数	パーセント	度数	パーセント
パニック障害	8	3.4	8	11.8
うつ	34	14.5	34	50.0
その他	13	5.6	13	19.1
なし	13	5.6	13	19.1
不明	166	70.9		
合計	234	100.0	68	100.0

図IV-10 平成 28 年度外国籍 医療ケアの必要性



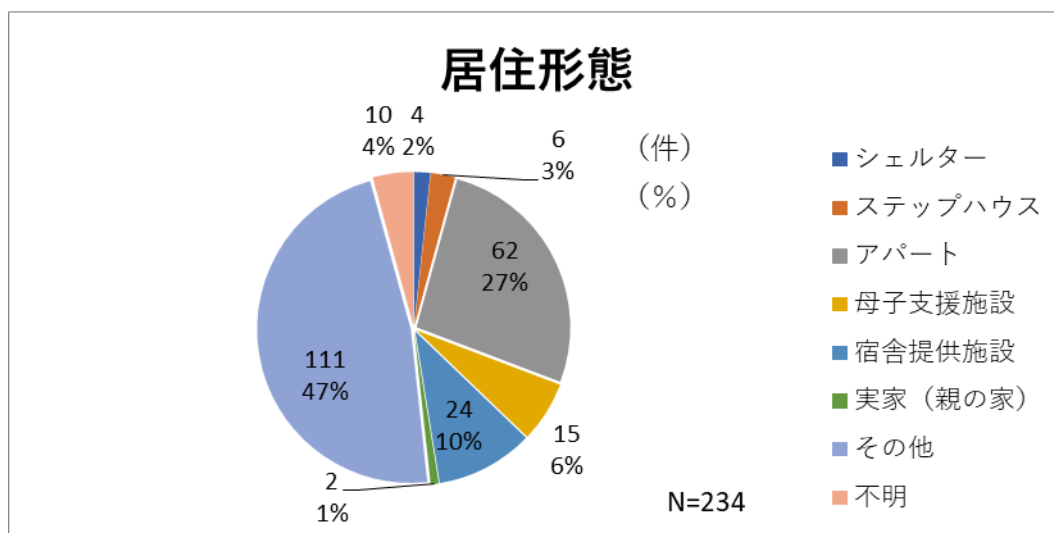
- ・「医療ケアの必要性」について、外国籍の当事者に聞き取りが難しい状況が続いている。「不明」が多く実態が把握しづらいため、単一回答として扱った。医療ケアの必要性がわかっているケースの中では、「うつ」がもっとも多くなった。

(11) 当事者の居住形態について

表IV-11 平成 28 年度外国籍 当事者の居住形態

居住形態	度数	パーセント	度数	パーセント
シェルター	4	1.7	4	1.8
ステップハウス	6	2.6	6	2.7
アパート	62	26.5	62	27.7
母子支援施設	15	6.4	15	6.7
宿舎提供施設	24	10.3	24	10.7
実家（親の家）	2	.9	2	.9
その他	111	47.4	111	49.6
不明	10	4.3		
合計	234	100.0	224	100.0

図IV-11 平成 28 年度外国籍 当事者の居住形態



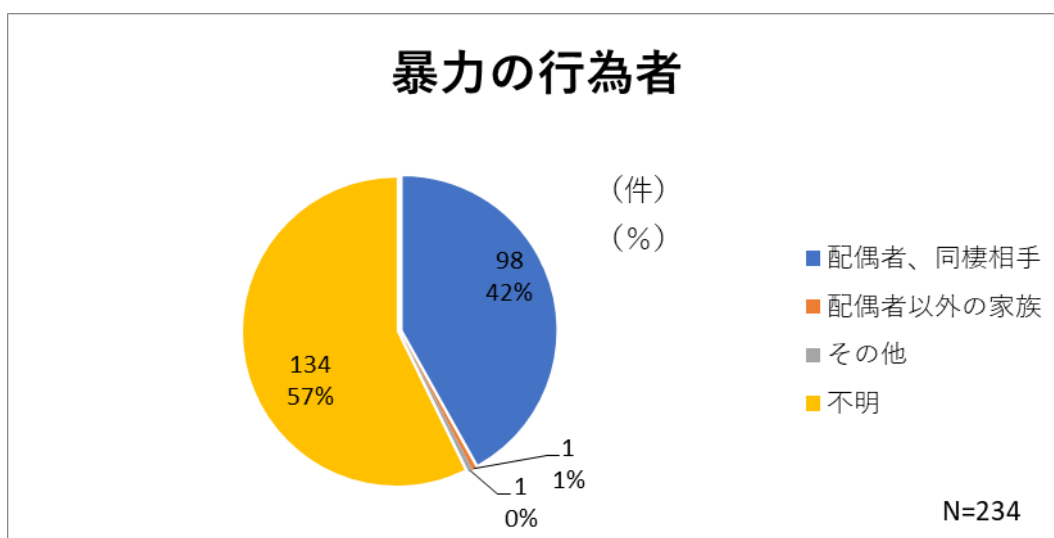
・「その他」を除くと「アパート」に居住するケースがもっとも多い。次いで宿泊提供施設、母子支援施設となっている。外国籍の当事者の場合、自宅に居住し続けている傾向が続いている。

(12) 暴力の行為者について

表IV-12 平成 28 年度外国籍 暴力の行為者

暴力の行為者	度数	パーセント	度数	パーセント
配偶者、同棲相手	98	41.9	98	98.0
配偶者以外の家族	1	0.4	1	1.0
その他	1	0.4	1	1.0
不明	134	57.3		
合計	234	100.0	100	100.0

図IV-12 平成 28 年度外国籍 暴力の行為者



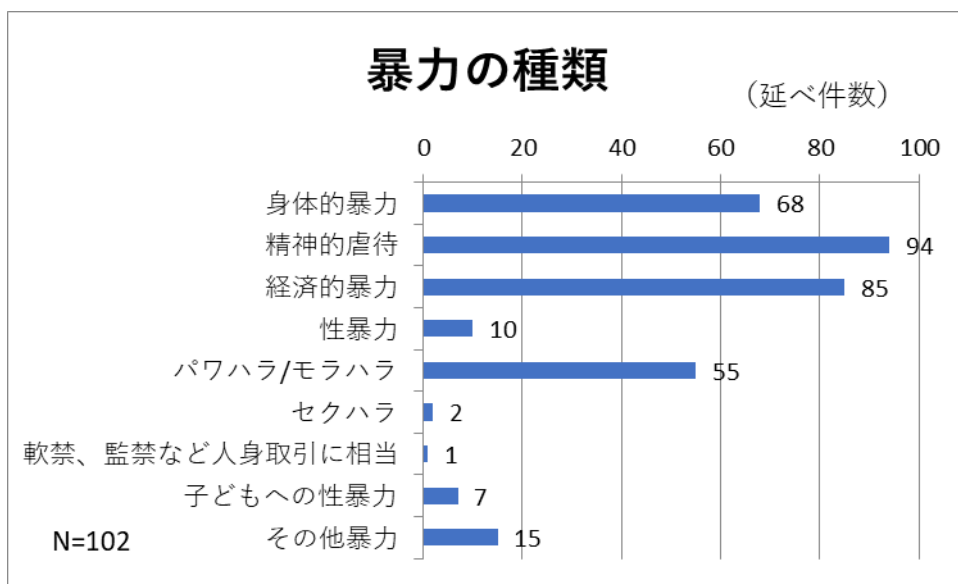
- ・ 不明なケースを除くと、外国籍の場合、98%の暴力行為者が配偶者、同棲相手、もしくは元配偶者である。

(13) 暴力の種類について

表IV-13 平成 28 年度外国籍 暴力の種類（複数回答可）

暴力種類	延べ件数	パーセント	延べ件数	パーセント
身体的暴力	68	29.1	68	66.7
精神的虐待	94	40.2	94	92.2
経済的暴力	85	36.3	85	83.3
性暴力	10	4.3	10	9.8
パワハラ/モラハラ	55	23.5	55	53.9
セクハラ	2	0.9	2	2.0
軟禁、監禁など人身取引に相当	1	0.4	1	1.0
子どもへの性暴力	7	3.0	7	6.9
その他暴力	15	6.4	15	14.7
不明	132	56.4		
合計	234	100.0	102	100.0

図IV-13 平成 28 年度外国籍 暴力の種類（複数回答可）



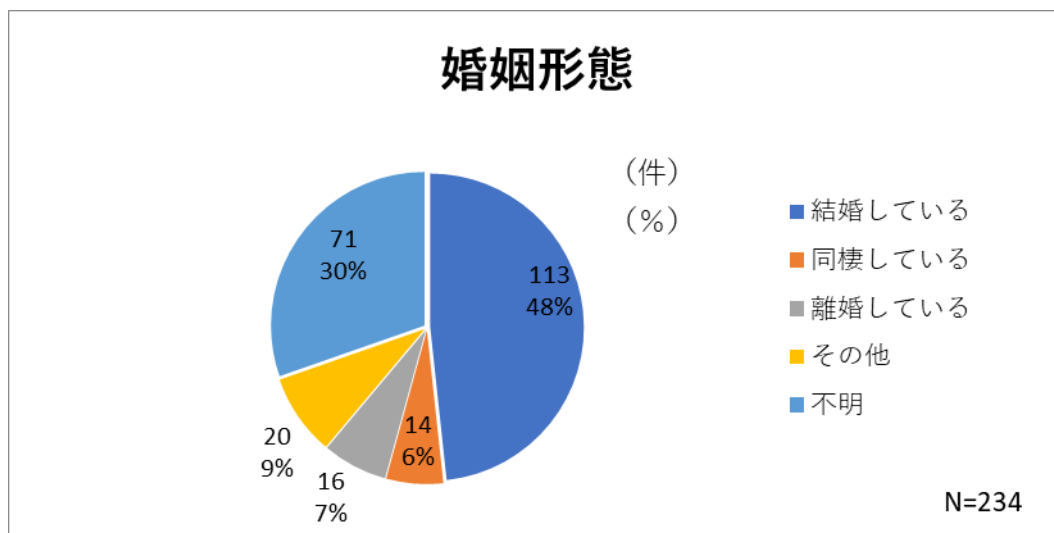
- ・延べ件数でカウントしている。外国籍では不明を除くと、92%のケースで「精神的虐待」を伴っていた。他に、83%のケースで「経済的暴力」、67%のケースで「身体的暴力」と、種類の異なる暴力が複合的に発生している様子がわかる。
- ・2015（平成 27）年度の外国籍では、「精神的虐待」（57%）、「経済的暴力」（48%）、「身体的暴力」（48%）であった。数値の上昇は、実態の把握が進んできたことを示す結果ではないかと考えられる。

(14) 婚姻形態について

表IV-14 平成 28 年度外国籍 婚姻形態

婚姻形態	度数	パーセント	度数	パーセント
結婚している	113	48.3	113	69.3
同棲している	14	6.0	14	8.6
離婚している	16	6.8	16	9.8
その他	20	8.5	20	12.3
不明	71	30.3		
合計	234	100.0	163	100.0

図IV-14 平成 28 年度外国籍 婚姻形態



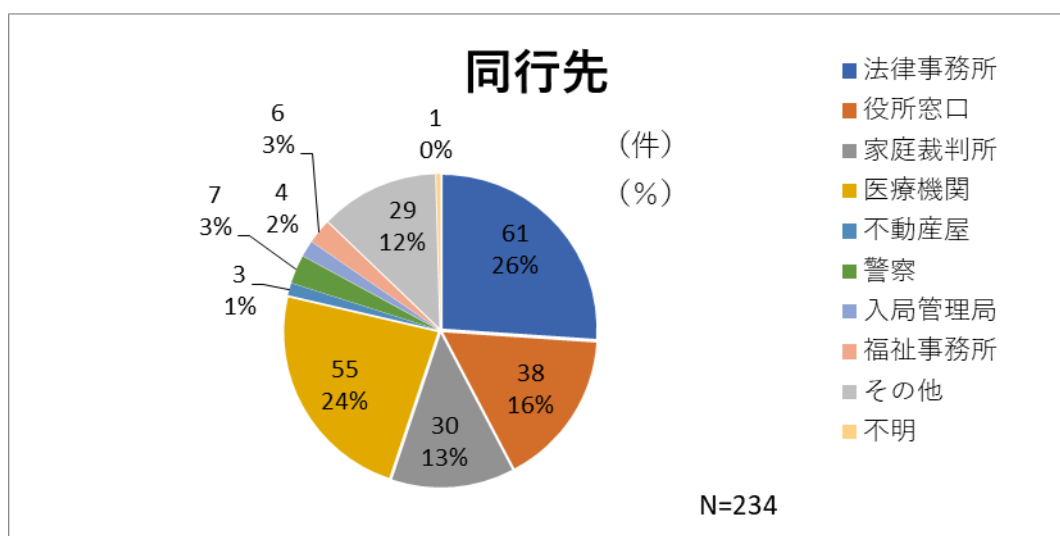
・ 不明なケースを除くと、「結婚している」ケースが 69%、「離婚している」が 10%で、「同棲」が 9%であった。

(15) 同行先について

表IV-15 平成 28 年度外国籍 同行先

同行先	度数	パーセント	度数	パーセント
夫婦・家族間の係争に係る法律相談のための法テラス・法律事務所	61	21.9	116	22.0
区役所、市役所の窓口	38	10.4	55	10.4
調停・裁判・面会交流等のための家庭裁判所	30	18.5	98	18.6
診療・検査等のための医療機関	55	16.4	87	16.5
転居に係る物件探し等のための不動産屋	3	2.3	12	2.3
DV相談等のための警察	7	3.2	17	3.2
在留資格取得等のための入国管理局	4	0.8	4	0.8
生活相談、生活保護申請等のための福祉事務所	6	2.5	13	2.5
その他	29	23.8	126	23.9
不明	1	0.2		
合計	234	100.0	233	100.0

図IV-15 平成 28 年度外国籍 同行先



- ・外国籍当事者の同行先は、法律事務所等（22%）、家庭裁判所等（19%）、医療機関（17%）、区役所・市役所（10%）の順に多かった。
- ・医療機関は 2015（平成 27）年度の 10%から 2016（平成 28）年度には 17%と、割合が高まる傾向が見られた。その他には、法務省や入国管理局などがある。

② 考察 同行支援レポートのコメントから見る同行支援の実態

- 2016（平成 28）年度に作成された同行支援報告レポート内に記載されたコメントを、その内容に基づきカテゴリー分類した。
- 見いだされたカテゴリーは、大分類として「当事者に関すること」、「関係諸機関に関すること」に大別できる。「当事者に関すること」の中分類として、「恐怖・不安・緊張感」、「精神疾患・精神症状」、「子どものケア」、「感謝」、「回復・前進」、「当事者の力」の 6 分類が見いだされた。27 年度には無かった「当事者の力」が新たに加わった。「関係諸機関に関すること」においては、「関係諸機関の無理解・偏見・制度の不備」、「社会資源の情報提供」、「役割分担」の 3 分類が見いだされた。これは、27 年度の分類と同じである。
- ストーリーラインも 2016（平成 27）年度とほぼ同様のため、省略する。新たに「当事者の力」を追加した。支援者が DV 被害当事者に対してどういう視点を持っているかということは、支援の実施においてとても重要である。「この人は暴力を受ける力のない人」と見るのか、「暴力によって本来持っている力を奪われてしまっているが、元々力を持っている人」と見るのかによって、支援者の言動が異なってくる。DV 被害当事者は、自分の力を信頼してくれる他者との出会いを通して、前に進む勇気を与えられる。そして、実際の行動を通して、少しずつ自信を取り戻し、自尊心を回復していくのだと思う。分類としては取り上げなかったが、多くの同行支援員が被害当事者にエールを送るコメントを記入していた。実際にエールを送ったかどうかは定かではないし、またむやみに元気づけることは被害当事者を焦らせることにもなることもあり得る。しかし、心の中でエールを送り、被害当事者の幸せを祈る気持ちは、きっと被害当事者に届いていることと思う。

以下において、各中分類に見られた代表的なコメントを紹介する。

1. 当事者に関すること

① 恐怖心・不安感・緊張感

- 今回は離婚裁判で本人尋問につき同行。**頭が真っ白になりそう。日本語が出て来なくなるのではないかな等の強い不安が見受けられた。**水分や軽く食べものを取ってもらい、呼吸法などで緊張をやわらげることを工夫した。相手方が出廷せず、次の結審が無事済むことを祈る。
- **DV 避難から 7～8 年経過しても尚、夫の存在を恐れている。**かなり困難な生活状況下でありながら、必死に問題解決に向けて努力されている。おそらくサポートグループなどで「話す」ことで、少しずつ回復に向かうものと思われる。離婚に向けて、弁護士も医療機関も非常に強力な支援体制が望まれるので、同行支援を通して

サポートしたい。

- 加害者の保釈予定が●月●日、保釈する日の朝に連絡するといわれていたことが、突然、「今、加害者が保釈された」との連絡。**被害者は相当に焦り恐怖におののく状態だった。**加害者の弁護士が裁判所に訴え保釈になったとのことだが、心の準備ができていない状態で、しかも異国の地で知り合いもない留学生であったことは、どんなに不安と恐怖であったかと思う。警察では丁寧な応対をしてもらったが、警察署を出る時に、入り口で保釈されて帰ったはずの加害者が親と一緒にいて、あやうく鉢合わせになるところだった。同行者がいたことすばやく顔を隠し、別の階に移動できたが、被害者は相当に動揺していた。緊急時の警察・ホテルへの同行の必要性を強く感じた。
- **家裁では異常なほどに神経が過敏になっていた。**
- 市の相談員と当事者は大きなバッグを抱え、心細そうに駅に到着。**母親はうつむき加減で焦燥感が漂う。**中学生の娘を2人抱え、これからの行く末を案じていた。無理もないと思う。娘たちは慣れないシェルターからの通学が始まる。母も仕事に行くとの事。
- 乳児を抱え夫の暴力から逃れ、都の避難所へ避難していたが、**慣れない子育てと避難生活の疲れから精神的な動揺が激しく、**市の相談員の勧めで民間シェルターへ入所となった。5か月の乳児は母の腕の中であどけない瞳をキョロキョロさせていたが、母は緊張した様子。民間シェルターでの生活は自由な分だけ危険度は増す。
- **当事者が以前住んでいたところが家庭裁判所の所在地で、恐怖心があり不安感があるように感じた。**過去に**加害者が子ども3人の学校に押しかけたり、探偵を雇って居場所を追跡**したりしたことがあるとのこと。**3年にも及ぶ訴訟で心身ともに心労**があるように感じた。
- 今回、当事者が待ち合わせ場所に遅れてしまった。頭がぼうっとしていて降りる駅に気づくのが遅れたそう。**夫に対する恐怖や先の見通しなどを考えると、うつになりそうだと言う。**同行支援者に対しても**必要以上に気を遣う。**外国人だということもあり、これからも支援が必要だと感じた。だだ、実母が日本人で家族も国内に住んでいて、そちらからの支援も受けられるということなので、少し安心した。
- **着の身着のままの姿で顔は青ざめ、体を震わせている被害者**を横から支え、もう大丈夫、守るからと声を掛ける支援員の間にも緊張感が漂う。周りを見、後ろを振り返り追跡のないことを確かめ、シェルターに着いた時は正直ほっと胸を撫で下ろした。傷ついた心が少しでも癒されるよう、常に安全に気を配って見守っていることを告げ、シェルターを後にした。
- **探偵・暴力団につけられ、命を狙われていたので危険度が高い。**シェルタースタッフとしてもかなり危険を感じる。
- 人身売買にあった方で逃げてきた。**ブローカーが追って来るのが怖い**と言っている。

② 精神疾患・精神症状

- 顔色も悪く、食事が摂れない、眠れないなどの訴えがあり、非常に不安定な状態でした。準備もなく一人暮らしとなったばかりで、不安でたまらず、「早く国に帰りたい」と訴えていた。今回の調停に夫の代理人は出廷したが、夫は警察に逮捕される恐れがあるためか来ていない。……本人の負担が大きいため、代理人だけの出廷とすることになった。
- 同行依頼者は神経過敏になりすぎている感が見られるが、それほどに精神的暴力の被害に悩まされている状況。
- 別居中のDV夫を傷害で告訴している依頼者が、本日過呼吸を起こし病院へ緊急搬送されたと病院から同行支援者へ入電された。直ちに病院へ駆けつけると症状は治まり落ち着きを取り戻していたが、心療内科へ回り、診察を受け薬をもらい、自宅まで送り届けた。失語症のため、自宅のチャイムがなっても応答ができず、不安とストレスが原因での発症とか。
- 弁護士との会話はまるで他人事のように無気力だった。弁護士の質問に、的確に答えられないところもあった。話が具体化してきたので、気持ちがついていけなかったのかも知れない。
- 弁護士事務所からの帰り、めまいを起こし途中で休憩をしなければならなかった。
- 待合せ場所に夫が張り込んでいたため、気づかれないようにその場から離れ、弁護士事務所へ逃げ込んだ。家裁では興奮状態だったので、落ち着かせるのに困難だった。弁護士も困り顔だった。
- 警察官の質問に答えられない場面が度々あった。警察官の質問の意味を弁護士がわかりやすく説明をしても、本人は自分の言いたいことを言うだけで、的確に質問に答える事ができなかった。警察官が同じ質問を繰り返すと、イライラした様子で警察官を攻撃する場面があった。障害が災いしていると感じ、不利益になるのではないかと心配だった。
- 本人の危険に対しての危機感が薄い。
- 今は、入所したばかりなので興奮状態である。
- 当事者は小2から高卒まで施設で過ごし、学校でも施設内でもいじめにあっていた。笑っていないと周りに受け入れられないという思いから、いつもケラケラ不自然に笑っていて、痛々しく感じる。シェルターでは、気を遣わずにありのままで良いと伝え、温かい支援をと心がけている。
- 毎晩、悪夢を見て怖いと訴えている。精神科につないだが、根の深い問題なので、これからの支援は絶対に必要。本人もそれを望んでいる。
- 全てスタッフに頼り切っていて、自分で行動しようとする気持ちが貧弱である。虐待をする母親から逃げられてホッとしてはいるものの、どこか恋しがっているふう

にも思える。シェルター退所後は、もしかして元に戻るのではないかという思いがふっとよぎった。

- **お金を持つと後のことを考えずに使ってしまう。借金をしても返済の約束を守れず、そのままにしていた。**催促をされても、自分のこととして自覚していないのではないか、と感じた。一人暮らしは困難なケースと思える。
- 自立するように支援していても、遊ぶ方に関心が向いていて、**自分の問題から目をそらしている。**
- **考えがまとまらず、決定することができにくい。**電車の乗り間違いをする。
- **過呼吸、めまいが起きるので、同行を希望。**ビデオによる尋問で、小さな部屋だが、同行者は傍聴席。息を吐いてから話すこと、キャパシターの指握りを伝えた。指握りは効果があったそう。弁護士と尋問の練習を2、3回されたそうで、しっかりと答えていた。反対尋問もほぼ想定内の内容だった。途中、辛そうで裁判官の質問に泣きそうだったが、よく頑張った。
- **元の居住地に近くなるにつれ、落ち着かなくなり、多弁になる。**一緒にいることを伝え、事前に検討した安全のための対策を話し合っって落ち着いた。長い時間電車に乗っていくことだけでも、かなりの負担になっていると感じた。
- **裁判の日程が決まらなく、かなりストレス**になっている。
- 仕事を始めたが、**環境になれず頭痛や肌荒れ**がひどくなった。
- **精神不安定、眠れないと頭痛を訴えている。**調停がなかなか始まらないのは1つの不安のように思う。
- **落ち着きがない。急に泣き出している。**

③ 子どものケア

- とても頑張って離婚・面会交渉等を続けてきたことに敬服する。夫は、面会交渉を頻繁にしたいという意向を崩さない。夫は、直接連絡しないという誓約書（FPICによる）も拒否し、今日「審判にしろ！」と脅した。本日の審判とはならず、次回調停が●月中旬となったが、面会交渉は避けられそうにない。**前回のFPICでの面会の後も、子どもが「おかあさんがいなかった」と大泣きし、体調を崩すなどの問題が起きている。面会を強いられる子どものケアが課題。**
- 子等の親権を取り戻す調停が続行中。裁判所の意向による試行面会実施に当たり、担当弁護士に母親と子等の3人の生活が平穏に無事に営まれていることをわかってもらいたい、そのためには2人の子に会って様子を見てもらいたいとの当事者の要望により、直接弁護士事務所へ母子3人に同行した。**母の手を片方ずつしっかり握り片時も離れない小学生の娘と息子。**母子の固い絆はその姿で十分伝わったと思う。
- 夫から受けた暴力がいまだに夢に出てくる。**子どもは「おとうさんはいない」と**

言っていた……子どもも暴力を受けていた。

④ 感謝

- 初めての調停でかなり緊張していたが、とてもよく頑張っていたと見られ、弁護士からも「よかったですよ。大丈夫ですよ」と声をかけられていた。帰りの電車の中では、無事に終わったことに安堵した様子で、**弁護士はじめ支援員に対して何度もお礼を言っていた。**
- 別れた交際相手からの執拗な付きまといに合い、シェルターに身をかくしている当事者。ストーカー行為がさらにエスカレートしてくる危険性に対して、どのような法的手段があるか等の法律相談を受けたいとのことで、弁護士事務所に同行した。**支援員が同行したことで初めての面談にも係わらず、落ち着いて相談できて良かった**との感想を述べてくれた。
- 当事者の孤立感は大。「自分のために強くなれ、ではなく愛する子どもたちのために強くなれ」と助言。当事者曰く「**今は同行支援にかかわるコーディネイターや支援員の方々に唯一支えられています**」と言っていた。
- 当事者は第1回の調停。緊張感が伝わってきた。相手からDVはなかったと言われたことで涙を流しながら控室に戻ってきた。動揺した様子だった。しばらくして「**同行してもらってよかった**」との言葉をお聞きし、ホッとした。

⑤ 回復・前進

- 初回は母親のサインの字を見ただけで震え、調停後も精神的ダメージが大きかった。前回からそんな感じはなかった。年老いた親の状況を聞き、直接的な危険はないと思われたのか、いろいろ学びをされていて彼女自身が変わっていったのだろうか。ちょうどいろんなことが一段落して落ち着いたところだそうだ。**「全てを手放し全てを失ったけれど、今は新しくいい人たちと出会い、物事が前向き進んでいる」**と力強さを感じた。
- シェルターに避難して2週間。朝6時半にシェルターを出て、保育園に娘を預け専門学校へ通い、夜7時半に戻ってくる毎日。誰にも愚痴を言わず「夫からは娘を返せ、俺の子だ」とメールが入っていると聞くと挫けそうになるが、目いっぱい頑張っていた。これ以上は無理との行政の判断で母子寮入所が早まった。**「シェルターの生活は私の自立への第一歩。覚悟が定まって良かった！」**と明るく話してくれた。
- 23歳という若さではあっても、目いっぱいシェルター、保育園、学校を往復していた当事者。支援員の優しい言葉掛けに思わず泣き出してしまうほど、気を張り詰めて毎日を送っていた。華奢な体が痛々しかった。**退所する時にはこのシェルターで娘2人との生活を送れた自信にあふれ、**これからは理不尽な夫に負けず、苦勞を乗り越えていってくれるに違いないと信じ、別れた。

- 長い間の DV の支配の中から一步踏み出し始めた。明るくふるまっているが、その明るさがちょっと危うい感じを受けた。しかし**就労に向けてパソコンを習ったり、ハローワークでの講座を受けようとしたりして、自立へ進む意欲が大いに感じられる。**今回のことを人生の分岐点としてほしいと思った。
- いよいよ調停もあと少しというところまで来ていて、弁護士は「よほどのことがなければこの次あたりで終わりそうだ」と言っていた。前のことを覚えていなく、本人は PTSD みたいだとおっしゃっていた。**調停の出口が見えてきたせいか、次の新生活の準備を始めようとしている。**
- 今日が調停の最終回で、本人が思っていたより良い条件で調停が終了したので、まずは一区切りついたせいか、ホッとされていた。これからの子どもの生活のことを多く語られていた。また、**最初の頃よりうつ症状が緩和**してきていることも話されていた。
- 当事者はようやく離婚が成立し、新しく生活を始めるために民間アパートに転宅する。いろいろ困難な課題を抱えているが、**前向きな人で自立しようという意志が強い。**今はそれが良い方向に向っていると感じる。その気持ちを大事にして、支援が必要になった時に支えていけたらと感じた。
- 40 数年の結婚で自由を奪われ、様々な屈辱や拘束で自分を殺して耐えてきた当事者は、今、娘と 2 人、ステップハウスで生活しながら自活へ向けての準備中。離婚の決意は固く調停を申し立て、本日第 1 回目の審理。**加害夫の出方が見えないなかでも、こちらの決意をはっきり表明し、揺るぎない意思を伝えることかできたよう**で、帰りは穏やかな表情だった。
- 交際相手の執拗な付きまとい行為のなかで恐怖に身を縮め、先行きの不安にずいぶん精神的な苦痛を強いられていた当事者。**シェルターでの避難生活でだいぶ落ち着きを取り戻し、新たな生活の場を模索し始めた。**今回の眼科医への受診も、早くしっかり治して、次のステップへ進みたいとの意欲の表れ。前向きな心の変化を感じとることができた支援員も嬉しく思い、周囲に目を配りながら同行を終えた。
- 当事者はストーカー被害でシェルターに避難していたが、相手の追跡をかわすことが出来てはいても、今後一人で暮らす不安で、食事も睡眠も思うようにとれない精神状況が続いた。**静かな避難生活のなかで徐々に落ち着き、前向きな考えができるようになり、**今日、次のステップへ旅立つことが出来た。
- 一度も来たこともない知らない土地のシェルターでの生活。孤独との激しい闘い。**過去を清算し、これから一人で生きる決意を固め、今日アパートへ転宅した。**入所したばかりの頃より表情も明るくなり、安心して見送ることができた。
- 日本語をよく話せないなので、わかってもらうまでゆっくりと、同じことを何回も繰り返して話さなければならぬ。最近では、**自分の問題だということを理解して、自分で動けることには積極的に行動**をしている。他力本願的な枠から抜け出

てきた感じだ。

- 支援員がそばにいれば安心するのか、**自分で積極的に取り掛かろう**としている。不安になったり、相手の言っている意味がわからなかったりした時だけ支援員の手助けを求めてきた。自立心が旺盛になった感じがした。
- しばらく教会に行けなかったのも、とても喜んだ様子。殺された父親のため、病気の母親のため、今後の離婚や、定住ビザのため、不安で祈りたいことがたくさんあった様子で、やっと落ち着いたと話す。近くの2か所の教会を紹介。教会が経営している介護施設なども、今後のために紹介。お互い**故郷の言葉で話せるので安心**した様子。
- ようやくアパートが決まり、本人もホッとしていた。1回目より日本語がうまくなっていた。**語学学校に通って日本語を勉強している**。来月引っ越しをすることが決まっている。引っ越したら、できるだけ仕事を見つけて**就労したい**とのこと。また、離婚調停も始まる。

⑥ 当事者の力

- **当事者は弁護士をつけずに面会交流に関する調停を行なっている。幼い子どもを育て、働きながら様々な資料を準備するのは大変だったと思うが、とてもよくやっておられると感じる。とても力のある方だ。**
- 今日は2歳と1歳の子どもが一緒だった。インターンと同行したのは非常に良かった。子の氏の変更手続きのための書類を書くのが非常におぼつかなかった。おそらく役所での様々な手続きが苦手だと思われる。しかしながら、「**わからなかったらケースワーカーさんに聞いてみます**」と話していたので、力があると実感した。時間がたてば、自分を取り戻し、歩いて行ける人だと思う。
- **しっかりと自分で考えながら離婚・面会交流等を続けており、とても力を持っている方。**〇〇〇等のグループにも積極的に参加しているようだ。
- 年齢は高くなっているが、心身の健康度は高い。落ち着いたら働きたいと話していた。**他者の話をきちんと聞き、わからないことを質問するなど、生活基盤を整えば、十分に一人で生活していけると感じた。**無年金であることから、将来の生活のことも考え、行政とのつながりを持って相談をしていくことを話し合った。

2. 関係諸機関に関する事

① 関係諸機関等について

- 依頼者は出費をおさえるため弁護士を付けておらず、前回の調停では〇〇家庭裁判所の**調停員に、「提出した資料にきちんと目を通してもらえなかった」**(〇〇区婦人相談員の話)などの不安材料を抱えている。調停の時間も加害者側と同時刻になる

ため、裁判所内外での遭遇の危険を回避する工夫が必要で、〇〇区から裁判所へ申し入れを行うとともに、終了時はタクシー利用で速やかに退出することになっている。

- 相変わらず身動きがとれない状況。離婚するとビザの問題があり、**このままだと、生活保護がもらえなくなる。外国籍の方の審査は厳しそう**。相手方の収入は低いそうで、子ども2人養っているので婚姻費用**は期待できない**。
- **弁護士による二次被害**があったようだ。**被害者が法律に不慣れなことを十分に承知していながら、対応に丁寧な説明や方向性を示さず、被害者に誠実な対応をしていない**。夫からのDVにより、すべての事象に怯えている被害者は、混乱して法的文書などをなかなか理解できなかったりするので、弁護士として当然配慮すべきであると思われる。
- 審理の日程が押しているところで今までの弁護士が辞任し、今日相談に行った弁護士はとても親切ではあったが、**「日程が押し詰まっている案件なので引き受けられない」**とのことで、ご本人は本当に絶望していた。辞任した弁護士からのひどい二次被害で、ご本人はかなり追いつめられている感じだった。弁護士選びの大切さを身に染みた。
- 激しいDVから逃れ、子ども2人と避難生活を始めて3年が経過。その間加害者の夫から離婚と子の親権の裁判を起こされ、**相手方の望み通り欠席裁判で判決が下されてしまった**。母と子等は3人で仲良く平穏な毎日を送っているのに、親権が父にあるのでいつかこの生活が壊されてしまうかもしれないという不安な日々が続いている。親権を母側に取り戻す裁判は困難を極めているが粘り強い要求が今日も続けられた。
- 当事者が起こした子どもの親権を取り戻すための調停は中々進まず、**元夫は「子どもとの面会交流を頻繁にしろ、現在母と子等で生活している場所を知らせろ、再度試行面会をさせろ」**など、**「要求をのまなければ親権は渡さない」**と、こちらの心理を攪乱させている。精神的に疲れているAさんは担当弁護士と今後のことを話し合いたいと弁護士事務所を訪問した。
- **当事者は長時間役所内をあちこち回り同じような書類を何枚も書いて**、自分の容量オーバーだった、一人ではとてもできなかったと話された。子どもの国立大受験を翌日に控え、児童手当や育成手当、貸付のことなどの期限が迫っての手続きで、ばたばたした感じだった。**何とか1ヶ所で1回の記入で済むようにしてほしい**。
- **不動産屋は同行者がいると、現場も見せてくれる。本人だけだと案内してくれなかった**とのこと。
- 児童手当更新の手続きで聞きたいことがあって同行したが、**児童育成手当、児童扶養手当が「親権係争中」という理由で1年半ほど支給停止になっていることが判明した**。親権の調停が終了してから半年くらい経つが、本人は支給されていなかったこ

とを全く認識していなかった

- 仕事に就いても続かないという状態が2年以上続いていた方。体調不良を訴えていたが、役所等公的機関は就労先紹介にとどまり、健康に対するケアの視点からの支援をほとんど受けられていなかった。生活保護申請を行い、受給決定直後に心療内科に初診で行った。一人では不安ということで同行した。
- ビザが無くなり夫の所にどうしても戻らなければいけない。とても心配。
- タイに帰国中に知り合いに在留カードを取られ、金融機関から800万円を引き出された。在留カードで窓口で通帳・カード紛失届を出して再発行してもらい、お金をおろした。金融機関の本人確認が十分でなかった。
- 生活保護を受給している外国人の家探しは本当に大変だと実感した。生活保護を受けていることで、初めから受け入れていない、外国人という理由で入居を拒まれることも多いとのことである。本人は、友達が住んでいる近くに住めれば安心できると話していたが、そうになると行政間の移管が必要になってくるため、かなりハードルが高くなることが予想される。
- 在留資格更新手続きを依頼した会社がきちんと手続きをしていなかったようで、本人の失念もあり在留期間を1日過ぎてしまったケース。本人が会社に問い合わせても、状況をよくつかめていなかったもので、本人と一度面談した上で、入管に手続き状況を確認しに行った。実際には、在留資格認定証明書交付手続き中であることがわかり、結局、1回帰国せざるを得ない状況であることを本人が理解した。

② 社会資源に関する情報提供・連携

- 周りに話せる友達もいないようなので、連携団体主催のセルフケア講座のチラシを渡したら、喜んで申し込みたいと話していた。今日の調停で離婚が成立すると思っていたようだが、ここにきて、夫側から親権の申し立てや面会交流の話が出てきたとのことで、まだ係争は継続。来年度も同行依頼がある見込み。
- 日本でのいろいろな手続きを一人ですて、非常に大変だった。今回、よりそのカードを友人からもらい、電話してみたら支援が得られて助かった、とのこと。

③ 役割分担

- 被害者は日本語での読み書きはできるものの、弁護士の説明は、同行支援員がかみ砕いて説明しなくてはわからない状態だった。支援員が事前に経緯を時系列でまとめて弁護士に伝えていた。そのために、被害者が自分で辛い状態を説明しなくてすんだ。また、弁護士にも時間をかけずに経緯をわかってもらえた。被害者と加害者の示談、裁判と検察側の起訴・不起訴・起訴猶予など、被害届を出して刑事事件になったあと、個人間の対処と検察の動きがどのように進むか、何を選択するようになるかなど、支援員も法律と警察・検察側の動きを十分に知っていないと、被害者の

不安をサポートできないと感じる。

- 民間シェルターへ避難した当事者は身一つで逃げ出したため、衣類を自宅に取りに帰りたいと警察に相談。**警察立合いの下で本日身の回り品を運び出す事になった。**加害者が家にいたらしいが、警察官に守られながら荷物を持ち出し、警察署の車で〇〇警察へ戻ってきた。私たち支援員はタクシーで警察署まで迎えに行き、待機。そのまま当事者と荷物をタクシーに移し、安全を確認しながら無事シェルターへ戻った。
- **弁護士2名で膨大な裁判資料を読み解き、裁判を支えている**ことがうかがえる。4時間の打ち合わせをノンストップで進め、裁判の準備を進めることは当事者に想像以上にプレッシャーなのだと実感する。同行支援は、「1人ではないよ」という強いメッセージなのだろう。
- 子どもの4か月健診で、会場になっている保健所へ同行支援を行った。書類を読んで書き込む作業に時間がかかった。**書類を読み上げて理解できるように説明し、保健師が尋ねることをわかりやすい言葉に置き換えて説明**しなければならなかった。1人での行動は、無理のように思えた。
- 中国語の通訳の方が、根気強く彼女に寄り添ってくださったため、彼女も現状を受け入れたのち、条件付きでの現状維持で、転校をしなくてもよいという教育委員会の判断を取り付けることができた。**教育委員会や学校側も、同行支援があったことでワンクッションが入り、冷静に子どもの状況を受け止めて、お互いに理解し合うことができた。**
- 内縁の夫の暴力に耐えかねてシェルターに避難した当事者は、自分の衣類や身の周りの必要な物品を元の同居先へ置いたままで、日常生活に支障をきたしていた。そこで**区の相談員、警察などと協議した結果、加害者を警察に呼び出し、留守の内に荷物を運び出す段取りを固め、本日決行した。**支援員はシェルター近くで待機し、無事に運び出した荷物と当事者と合流。満面の笑顔に解放された喜びがあふれていた。
- 本人の解離がひどいので、あまり正確な記憶がたどれず、**警察での対応も困難だったが、支援者がこれまでの状況を説明し、理解してもらえた。**
- ベトナム語の電話通訳を利用しながらの同行支援。**本人では実現しなかった在留資格変更が、支援者が同行することで可能となった。**行政機関が丁寧な説明を多言語で行うことが、トラブルの拡大防止につながると感じた。